

# 官報号外

昭和四十六年三月九日

## ○第六十五回衆議院会議録 第十五号

昭和四十六年三月九日(火曜日)

議事日程 第十一号

昭和四十六年三月九日

午後二時開議

昭和四十六年三月九日

第一 千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約の改正の受諾について

承認を求めるの件

第二 油による汚染を伴う事故の場合における公海上の措置に関する国際条約の締結について

承認を求めるの件

第三 國際原子力機関憲章第六条の改正の受諾について

承認を求めるの件

第四 国立学校設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第五 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法案(内閣提出)

第八 日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律案(内閣提出)

第九 相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

○議長(船田中君) これより会議を開きます。

国会に提出する。  
昭和四十六年二月十二日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

○議長(船田中君) 原子力委員会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(船田中君) おはかりいたします。

内閣から、原子力委員会委員に松井明君及び武

藤俊之助君を任命したいので、本院の同意を得た

いとの申し出があります。右申し出のとおり同意

を与えるに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、同意を与えるに決しました。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、同意を与えるに決しました。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、同意を与えるに決しました。

○議長(船田中君) 日程第一、千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約の改正の受諾について

り試験したときに摄氏三百四十度以下の温度で体積の五十パーセントをとる量が蒸留されものを除く。)をいう。

「油分の瞬間排出率」とは、ある時点におけるリットル毎時による油の排出速度を当該時点におけるノットによる船舶の速力で除したものをいう。

「マイル」とは、「海里(六千八十フィート又は千八百五十二メートル)」をいう。

「最も近い陸地から」とは、「千九百五十八年の領海及び接続水域に関するジオネーヴ条約に従つて当該領域の領海を設定するための基線から」をいう。

「油」とは、原油、重油、重ディーゼル油及び潤滑油をいい、「油性」とは、この意味に従つて解釈するものとする。

「機関」とは、政府間海事協議機関をいう。

「船舶」とは、すべての種類の海上航行船舶(自己推進によるか他船により曳航されるかを問わず、海上を航行する舟艇を含む。)をいい、また、「タンカー」とは、貨物区域の大部がばら積みの液体貨物の輸送用として建造され又は改造されており、かつ、貨物区域のその部分に油以外の貨物を積載していな船をいう。

第三条を次のように改める。

第四条及び第五条の規定に従うことと条件として、

(a) タンカー以外の船舶でこの条約が適用されるもののからの油又は油性混合物の排出は、次の条件がすべて満たされた場合を除くほか、禁止する。

- (i) 船舶が航行中であること。
- (ii) 油分の瞬間排出率が一マイル当たり六十リットル以下であること。

- (iii) 排出する油性混合物の油分がその油性混合物の百万分の百未満であること。

- (iv) 排出が陸地からできる限り離れて行なわれること。

- (v) この条約が適用されるタンカーからの油又は油性混合物の排出は、次の条件がすべて満たされた場合を除くほか、禁止する。

- (vi) タンカーが航行中であること。

- (vii) 油分の瞬間排出率が一マイル当たり六十リットル以下であること。

- (viii) 一回のバラスト航海において排出される油の総量が総貨物船積載容量の一万五千分の一以下であること。

- (ix) (v)の規定は、次の排出については適用しない。

- (x) 最も近い陸地からタンカーまでの距離が五十マイルをこえていること。

- (xi) (v)の規定は、次の排出については適用しない。

- (xii) 最後に貨物を輸送した後に洗浄された貨物油タンクからのバラストの排出。ただし、その貨物油タンクは、そこからの排水が晴天の日に停止中のタンカーから清浄かつ平穏な海中に排出された場合に視認することのできる油膜を海面に生じないほど、十分に洗浄されていることを条件とする。

- (xiii) (v)の規定は、次の排出については、(xi)の規定を適用する。

- (xiv) 第五条を次のように改める。

- (xv) 第三条を削る。

- (xvi) 第四条(c)を削る。

- (xvii) 第五条の規定は、船舶のビルジからの油性混合物の排出で、第一条(1)の規定に従つてその船舶が属する領域についてこの条約が効力を生じた日の

- 後十二箇月の期間内に行なわれるものについては、適用しない。

- 第七条を次のように改める。

- (1) この条約が適用されるいかなる船舶も、第二条(1)の規定に従つてその船舶が属する領域についてこの条約が効力を生じた日の後十二箇月を経過した日から、油のビルジへの流入を合理的かつ実行可能な限り防止する装置を設けなければならない。ただし、ビルジ内の油がこの条約に違反して排出されないことを確保するために有効な措置が執られる場合は、この限りでない。

- (2) 燃料油タンクに水バラストを積載することは、できる限り避けなければならない。

- (3) 残留物の処分

- (i) 油を含有するビルジ水で入港期間中に機関区域内にたまつたものの船外への排出及び油を含有するビルジ水の海上における通常の排出。ただし、通常の排出については、適当な航海日誌に記入されない場合に限る。

- (ii) 燃料油タンクへのバラストの積込み又は燃料油タンクの洗浄

- (iii) (i)の燃料油タンクからのよごれたバラス

- (iv) 残留物の処分

- (v) (i)の燃料油タンクからのよごれたバラス

- (vi) (i)の燃料油タンクからのよごれたバラス

- (vii) (i)の燃料油タンクからのよごれたバラス

- (viii) (i)の燃料油タンクからのよごれたバラス

- (ix) (i)の燃料油タンクからのよごれたバラス

- (x) (i)の燃料油タンクからのよごれたバラス

- (xi) (i)の燃料油タンクからのよごれたバラス

- (xii) (i)の燃料油タンクからのよごれたバラス

- (xiii) (i)の燃料油タンクからのよごれたバラス

- (xiv) (i)の燃料油タンクからのよごれたバラス

- (xv) (i)の燃料油タンクからのよごれたバラス

- (xvi) (i)の燃料油タンクからのよごれたバラス

- (xvii) (i)の燃料油タンクからのよごれたバラス

- の海上における通常の排出。ただし、通常の排出については、適当な航海日誌に記入されない場合に限る。

- 第三十条(2)を次のように改める。

- (1) 前記の明細書を受領したときは、通報を受けた政府は、その問題を調査しなければならず、また、他方の政府に対し、申し立てられた違反についての一層詳細な又は一層適切な明細書を提出するよう必要がある。

- 受けた政府は、申し立てられた違反について該船舶の所有者又は船長に対し司法的手続を執るために十分な証拠が自国の法令上存在すると認めるとときは、できる限りすみやかにその手続が行なわれるようしなければならない。

- を受けた政府は、申し立てられた違反を報告した職員が属する政府及び機関に対し、伝達された情報に基づいて執られた措置をすみやかに通報しなければならない。

附屬書Aを削る。

該区域におけるすべての船を含む。

船舶の運航記録の形式

一 ベルト田

船名  
船舶の総貨物輸積載容積(立方メートルによる。)

(a) 貨物油の積込み

1 積込みの日及び場所			
2 積み込んだ油の種類			
3 油を積み込んだタンクの識別記号			

(b) 航海上における貨物油の移替

4 移替えの日	(i)	から	
5 タンクの識別記号	(ii)	へ	
6 5(i)のタンクは、からになつたか。			

(c) 貨物油の取扱い

7 取扱いの日及び場所			
8 油を取り卸したタンクの識別記号			
9 タンクは、からになつたか。			

(d) 貨物油タンクへのバラストの積込み

10 バラストを積み込んだタンクの識別記号			
11 バラストの積込み開始の日及び開始時における船舶の位置			

(e) 貨物油タンクの洗浄

12 洗浄したタンクの識別記号			
13 洗浄の日及び洗浄に要した時間			
14 洗浄方法(注)			

(注) ホースを使用した手による洗浄であるか、機械による洗浄であるか、化学洗剤による

洗浄であるかを明記すること。化学洗剤による洗浄の場合には、その化学洗剤及び使用量を記入すること。

(f) よどれたバラストの排出

15 タンクの識別記号			
16 海中への排出の開始の日及び開始時における船舶の位置			
17 海中への排出の終了の日及び終了時における船舶の位置			
18 排出中の船舶の速力			
19 海中に排出された量			
20 スロップ・タンクに移し替えた汚水の量(スロップ・タンクの識別記号を表示すること。)			
21 沿岸受入施設に排出した場合には、その排出の日及び港			
(g) スロップ・タンクからの水の排出			
22 スロップ・タンクの識別記号			
23 汚水を最後に入れてからのセッティングの時間、又は			
24 前回の排出からのセッティングの時間			
25 排出の開始の日時及び開始時における船舶の位置			
26 排出の開始時における内容物の総量			
27 排出の開始時における油水境界面の位置			
28 最終段階前に排出した量及び排出速度			
29 最終段階において排出した量及び排出速度			
30 排出の終了の日時及び終了時における船舶の位置			
31 排出中の船舶の速力			
32 排出の終了時における油水界面の位置			

(b) 残留物の処分

33 タンクの識別記号		
34 各タンクから処分した量		
35 残留物の処分方法		
(a) 沿岸受入施設の利用		
(b) 貨物との混合		
(c) 他のタンクへの移替え（タンクの識別記号を表示すること）		
(d) その他		
36 残留物の処分の日及び港		

(i) 油を含有するビルジ水で入港期間中に機関区域（ポンプ室を含む。）にたまつたものの船外への排出（注）

37 港		
38 入港期間		
39 処分した量		
40 処分の日及び場所		
41 処分方法（分離器使用の有無を表示すること。）		

（注）機関区域（ポンプ室を含む。）のビルジからの油を含有するビルジ水の海上における通常の排出は、油記録簿に記入することを要しない。ただし、記入しない場合には、その排出を分離器使用の有無とともに適当な航海日誌に記入すること。ポンプが自動的に始動しがつ、ビルジ水が常に分離器を通じて排出される場合には、その日ごとに「分離器を通ずるビルジからの自動的排出」と記入すれば足りる。

(j) 事故その他の理由による例外的な油の排出

42 排出の日時		
43 排出時における船舶の場所又は位置		
44 油の概量及び種類		
45 排棄又は流出の状況及び一般的記述		

当該作業の責任者の署名

船長の署名

■ メンバー以外の乗組員

船名  
燃料油タンクへのバラストの積込み又は燃料油タンクの洗浄

1 バラストを積み込んだタンクの識別記号

2 タンクは、最後に油を入れた後洗浄したかどうか。洗浄しなかつた場合には、タンクに入っていた油の種類

3 洗浄の開始の日及び開始時における船舶の位置

4 バラストの積込み開始の日及び開始時における船舶の位置

(b) (a)の燃料油タンクからよごれたバラスト又は洗浄水の排出

5 タンクの識別記号		
6 排出の開始の日及び開始時における船舶の位置		
7 排出の終了の日及び終了時における船舶の位置		
8 排出中の船舶の速力		
9 排出方法（分離器使用の有無を表示すること。）		
10 排出量		

(c) 残留物の処分

11 船内に残った残留物の量		
12 残留物の処分方法		
(a) 沿岸受入施設の利用		
(b) 次に積み込む燃料との混合		
(c) 他のタンクへの移替え		
13 残留物の処分の日及び港		

(d) 油を含有するビルジ水で入港期間中に機関区域にたまつたものの船外への排出(注)	
14 港	
15 入港期間	
16 処分した量	
17 処分の日及び場所	
18 処分方法(分離器使用の有無を表示すること)	
(注) 機関区域のビルジからの油を含有するビルジ水の海上における通常の排出は、油記録簿に記入することを要しない。ただし、記入しない場合には、その日ごとに「分離器を通ずるビルジからの自動的排出」と記入すれば足りる。	
(e) 事故その他の理由による例外的な油の排出	
19 排出の日時	
20 排出時における船舶の場所又は位置	
21 油の種類及び量	
22 排棄又は流出の状況及び一般的な記述	

当該作業の責任者の署名 船長の署名	
----------------------	--

の措置に関する国際条約の締結について承認を求める件

決議による汚染を伴う事故の場合における公海上の措置に関する国際条約の締結について承認を求める件

昭和四十六年一月二十一日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

油による汚染を伴う事故の場合における公海上の措置に関する国際条約の締結について承認を求める件

この条約は、沿岸国が海難の結果としての油による海洋の汚染の危険から自国民の利益を保護するため必要な措置を公海上においてとることができることを定めるものであつて、この条約を締結するところとは、海洋環境の保全に資するものと認められる。よつて、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

3 「油」とは、原油、重油、ディーゼル油及び潤滑油をいう。

油による汚染を伴う事故の場合における公海上の措置に関する国際条約

この条約の締約国は、

海洋及び沿岸に油による汚染の危険をもたらす海難の重大な結果から自国民の利益を保護する」の必要性を認め、

そのような状況の下で自国民の利益を保護するための例外的な措置をとることが公海上で必要となることがあり、また、その措置が公海上の自由の原則に影響を及ぼすものでないことを確信して、次のとおり協定した。

第一条

1 締約国は、著しく有害な結果をもたらすこととが合理的に予測される海難又はこれに関連する行為の結果としての油による海洋の汚染又はそれおそれから生ずる自國の沿岸又は関係利益に対する重大なかつ急迫した危険を防止し、軽減し又は除去するため必要な措置を公海上でとることが可能である。

2 もつとも、軍艦又は國によつて所有され若しくは運航される他の船舶で政府の非商業的役務にのみ使用されるものに対しては、この条約に基づくいかなる措置をもとつてはならぬ。

### 第二条

この条約の適用上、

- 「海難」とは、船舶の衝突、座礁その他の航海上の事故又は船舶内若しくは船舶外のその他の事故であつて、船舶若しくは積荷に対し実質的な損害を与える若しくは与える急迫したおそれがあるものをいう。
- 「船舶」とは、次の物をいう。  
  - あらゆる種類の海上航行船舶
  - 海上に浮いているすべての機器(海底及び海底資源の探査及び開発に使用する設備及び装置を除く。)

この条約は、沿岸国が海難の結果としての油による海洋の汚染の危険から自国民の利益を保護するため必要な措置を公海上においてとることとされることを定めるものであつて、この条約を締結するところとは、海洋環境の保全に資するものと認められる。よつて、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

4 「関係利益」とは、沿岸国の次のようない利益でのをいう。

(a) 沿岸、港湾又は河口における海上上の活動(漁業活動を含む。)で関係者の生計のための不可欠な手段であるもの

(b) 関係区域の観光資源

(c) 沿岸の住民の健康及び関係地域の福祉(水産生物資源及び野生動植物の保存を含む。)

(d) 「機関」とは、政府間海事協議機関をいう。

(e) 沿岸国が第一条の規定に基づいて措置をとる権利を行使する場合には、次の規定が適用される。

(a) 沿岸国は、措置をとる前に、海難によつており又は協議の間に知られた当該沿岸国は、遅滞なくその個人又は法人に対して当該措置を通告する。沿岸国は、それらの者が提出する意見を考慮する。

(b) 個人又は法人が沿岸国とのところとする措置によつて影響を受けると合理的に予測される利益を有する場合には、そのことを知つており又は協議の間に知られた当該沿岸国は、遅滞なくその個人又は法人に対して当該措置を通告する。沿岸国は、それらの者が提出する意見を考慮する。

(c) 沿岸国は、措置をとる前に独立の専門家と協議することができる。独立の専門家は、機関が常時整備する名簿から選定される。

(d) 沿岸国は、直ちに措置をとる必要がある極度に緊急の場合には、事前の通告若しくは協議を行なうことなく又はすでに開始した協議を継続するのとなく、事態の緊急性によつて必要とされる措置をとることができ。

(e) 沿岸国は、(d)の措置をとる前又はとつている間に、人命の危険を防止し、遭難者が必要とする援助を与え、並びに船舶の乗組員の帰国を妨げず及び容易にするよべ、最善の努力を払う。

(f) 第一条の規定に基づいてとつた措置は、関係国、判明した関係者(法人を含む。)及び機関の事務局長に遅滞なく通告する。

## 第四条

1 前条の専門家名簿は、機関の監督の下で作成しがつ常時整備する。機関は、これに関する必要かつ適当な規則（必要な資格の決定に関する規定を含む。）を制定する。

2 専門家名簿のための指名は、機関の加盟国及びこの条約の締約国が行なうことができる。専門家は、その提供する役務につき、その役務を利用する国から報酬を受ける。

## 号外 報官

## 第五条

1 沿岸国が第一条の規定に基づいてとる措置は、実際に被つた損害又は被るおそれがある損害と権衡を失しないものでなければならぬ。

2 1の措置は、第一条の目的を達成するため合理的に必要とされる限度をこえるものであつてはならず、その目的を達成した場合には、直ちに終止する。その措置は、旗国、第三国又は關係者（法人を含む。）の権利及び利益を必要以上に害するものであつてはならない。

## 第六条

3 1の措置が損害と権衡を失しないものであるかどうかを検討するにあたつては、次のことを考慮する。

(a) その措置をとらない場合に直ちに生ずる損害の程度及び可能性

(b) その措置の有効性

(c) その措置によつて生ずることのある損害の程度

締約国は、この条約の規定に反する措置をとり、他の者に損害を与えた場合には、その損害のうち第一条の目的を達成するため合理的に必要とされる限度をこえた措置によつて生じた部分につき補償しなければならない。

## 第七条

この条約のいかなる規定も、別段の定めがある場合を除くほか、本来適用される権利、義務、特権又は免除に影響を及ぼすものではなく、また、締約国又は利害關係のある個人若しくは法人から本来適用される救済手段を奪うものでもない。

## 第八条

1 締約国間の紛争であつて、第一条の規定に基づいてとられた措置がこの条約の規定に反するものであるかどうかに關するもの、補償が第六条の規定に従つて支払われるべきであるかどうかに關するもの及びそのような補償の額に關するものは、関係締約国間又は当該措置をとつた締約国と個人若しくは法人である請求者との間の協議によつて解決することが不可能である場合には、それらの関係締約国が別段の合意をしない限り、いすれかの関係締約国の請求により、附屬書に定める手続に従い、調停又は、調停が成立しなかつたときは、仲裁に付託する。

2 1の措置をとつた締約国は、国内法に基づく救済手段が自國の裁判所において尽くされないという理由のみによつては、1の規定に基づく調停又は仲裁の請求を拒否することができない。

## 第九条

1 この条約は、千九百七十年十二月三十一日までは署名のため、その後は加入のため、開放しておこく。

2 國際連合、いすれかの専門機関若しくは国際原子力機関の加盟国又は国際司法裁判所規程の当事国は、次のいすれかの方法により、この条約の締約国となることができる。

(a) 批准、受諾又は承認につき留保を付さないで署名すること。

(b) 批准、受諾又は承認を条件として署名したこと。

(c) 加入すること。

## 第十一条

1 批准、受諾、承認又は加入は、そのための正式の文書を機関の事務局長に寄託することによつて行なう。

2 この条約の改正がすべての締約国について効力を生じた後又はその改正の効力発生に必要なすべての措置がすべての締約国についてとられ

た後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、改正された条約に係るものとみなす。

## 第十二条

1 この条約は、十五の国の政府が批准、受諾又は承認につき留保を付さないで署名し又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を機関の事務局長に寄託した日の後九十日目の日に、効力を生ずる。

2 この条約は、その後にこれを批准し、受諾し、承認し又は加入する各國については、その國が該当する文書を寄託した後九十日目の日に効力を生ずる。

宣言することができる。

## 第十三条

1 締約国は、この条約が自國について効力を生じた日の後は、いつでもこれを廃棄することができる。

2 廃棄は、機関の事務局長に文書を寄託することによつて行なう。

3 廃棄は、機関の事務局長への廃棄書の寄託の後一年で、又は廃棄書に明記するこれよりも長い期間の後に、効力を生ずる。

この条約は、機関の事務局長に寄託する。

## 第十四条

1 機関は、この条約の改正のための会議を招集すること。

2 機関は、締約国の三分の一以上からの要請がある場合には、これらの関係締約国が別段の合意をしない限り、いすれかの関係締約国の請求により、附屬書に定める手続に従い、調停又は、調停が成立しなかつたときは、仲裁に付託する。

## 第十五条

1 この条約は、機関の事務局長に寄託する。

2 機関の事務局長は、次のことを行なう。

## 第十六条

1 この条約の規定に基づくいすれかの地域に対するこの条約の適用及び同条4の規定に基づくその終了。この場合において、

(a) 署名国又は加入国に対して次の事項を通知すること。

(b) 新たに行なわれた署名又は文書の寄託及びその署名又は寄託の日

(i) 廃棄書の寄託及びその寄託の日

(ii) 第十三条规定に基づくいすれかの地域に対するこの条約の適用及び同条4の規定に基づくその終了。この場合において、

その適用の開始の日又はその終了の日をそれぞれ明示する。

2 すべての署名国及びこの条約に加入するすべての国に対し、この条約の認証原本を送付すること。

1 いすれかの地域の施政権者としての国際連合又はいすれかの地域の国際関係について責任を有する締約国は、その地域についてこの条約を適用するため、できる限りすみやかにその地域の関係当局と協議し又は他の適当な措置をとるものとし、また、機関の事務局長にあてた通告書により、その地域についてこの条約を適用することをいつでも宣言することができる。

2 この条約は、通告書の受領の日又は通告書に明記する他の日から、その通告書に示す地域について適用する。

## 第十七条

この条約が効力を生じたときは、機関の事務局長は、国際連合憲章第百二条の規定に従いできる限りすみやかにその本文を登録及び公表のため国際連合事務局に送付する。

この条約は、ひとしく正文である英語及びフランス語により本書一通を作成する。ロシア語及びスペイン語による公定訳文は、作成のうえ、署名済みの原本とともに寄託する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正  
当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百六十九年十一月二十九日にプラッセルで  
作成した。

アフガニスタン王国政府のために

アルバニア人民共和国政府のために

アルゼンチン民主人民共和国政府のために

オーストラリア連邦政府のために

オーストリア共和国政府のために

パルバドス政府のために

ベルギー王国政府のために

ボリヴィア共和国政府のために

ボツワナ共和国政府のために

ブラジル連邦共和国政府のために

ブルガリア人民共和国政府のために

ブルンディ共和国政府のために

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国政府のた  
めに

カンボディア王国政府のために  
カメールーン連邦共和国政府のために  
カナダ政府のために  
中央アフリカ共和国政府のために  
セイロン政府のために  
チャード共和国政府のために  
チリ共和国政府のために  
コロムビア共和国政府のために  
コンゴー民主共和国政府のために  
コスタ・リカ共和国政府のために  
ギニア共和国政府のために  
ガボン共和国政府のために  
ガンビア政府のために  
ガーナ共和国政府のために  
Y・K・クワッティ  
ギリシャ王国政府のために  
グアテマラ共和国政府のために  
受諾、承認又は批准を条件として  
ギニア共和国政府のために  
ガイアナ政府のために  
ハイチ共和国政府のために  
ダホメ共和国政府のために  
デンマーク王国政府のために  
ドミニカ共和国政府のために  
エクアドル共和国政府のために  
エル・サルバドル共和国政府のために  
赤道ギニア共和国政府のために  
エティオピア帝國政府のために  
ドイツ連邦共和国政府のために  
フィンランド共和国政府のために  
フランス共和国政府のために  
今後の批准又は承認を条件として  
ギ・ド・ラ・シャリエール  
ガボン共和国政府のために  
イラク共和国政府のために  
アイルランド政府のために  
イスラエル国政府のために  
イタリア共和国政府のために  
カルロ・アルベルト・ストラネオ  
象牙海岸共和国政府のために  
S・クリバリ  
ジャマイカ政府のために  
日本国政府のために  
ジヨルダン・ハシェミット王国政府のために  
ケニア共和国政府のために  
ハンガリー人民共和国政府のために  
アイスランド共和国政府のために  
アイスラエル国政府のために  
アルゼンチン民主人民共和国政府のために  
オーストラリア連邦政府のために  
オーストリア共和国政府のために  
パルバドス政府のために  
ベルギー王国政府のために  
ボリヴィア共和国政府のために  
ボツワナ共和国政府のために  
ブラジル連邦共和国政府のために  
ブルガリア人民共和国政府のために  
ブルンディ共和国政府のために  
白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国政府のた  
めに

ヴァチカン政府のために  
ホンデュラス共和国政府のために  
ハンガリー人民共和国政府のために  
アイスランド共和国政府のために  
ドミニカ共和国政府のために  
エクアドル共和国政府のために  
エル・サルバドル共和国政府のために  
赤道ギニア共和国政府のために  
エティオピア帝國政府のために  
ドイツ連邦共和国政府のために  
フィンランド共和国政府のために  
フランス共和国政府のために  
今後の批准又は承認を条件として  
ギ・ド・ラ・シャリエール  
ガボン共和国政府のために  
イラク共和国政府のために  
アイルランド政府のために  
イスラエル国政府のために  
イタリア共和国政府のために  
カルロ・アルベルト・ストラネオ  
象牙海岸共和国政府のために  
S・クリバリ  
ジャマイカ政府のために  
日本国政府のために  
ジヨルダン・ハシェミット王国政府のために  
ケニア共和国政府のために  
ハンガリー人民共和国政府のために  
アイスランド共和国政府のために  
アルゼンチン民主人民共和国政府のために  
オーストラリア連邦政府のために  
オーストリア共和国政府のために  
パルバドス政府のために  
ベルギー王国政府のために  
ボリヴィア共和国政府のために  
ボツワナ共和国政府のために  
ブラジル連邦共和国政府のために  
ブルガリア人民共和国政府のために  
ブルンディ共和国政府のために  
白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国政府のた  
めに

ヴァチカン政府のために  
ホンデュラス共和国政府のために  
ハンガリー人民共和国政府のために  
アイスランド共和国政府のために  
ドミニカ共和国政府のために  
エクアドル共和国政府のために  
エル・サルバドル共和国政府のために  
赤道ギニア共和国政府のために  
エティオピア帝國政府のために  
ドイツ連邦共和国政府のために  
フィンランド共和国政府のために  
フランス共和国政府のために  
今後の批准又は承認を条件として  
ギ・ド・ラ・シャリエール  
ガボン共和国政府のために  
イラク共和国政府のために  
アイルランド政府のために  
イスラエル国政府のために  
イタリア共和国政府のために  
カルロ・アルベルト・ストラネオ  
象牙海岸共和国政府のために  
S・クリバリ  
ジャマイカ政府のために  
日本国政府のために  
ジヨルダン・ハシェミット王国政府のために  
ケニア共和国政府のために  
ハンガリー人民共和国政府のために  
アイスランド共和国政府のために  
アルゼンチン民主人民共和国政府のために  
オーストラリア連邦政府のために  
オーストリア共和国政府のために  
パルバドス政府のために  
ベルギー王国政府のために  
ボリヴィア共和国政府のために  
ボツワナ共和国政府のために  
ブラジル連邦共和国政府のために  
ブルガリア人民共和国政府のために  
ブルンディ共和国政府のために  
白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国政府のた  
めに

ドク・ニエ・ムン  
クウェイット国政府のために  
モナコ公国政府のために  
批准を条件として  
R・ヴァシエール

ラオス王国政府のために  
レバノン共和国政府のために  
レソト王国政府のために

リベリア共和国政府のために  
リビア・アラブ共和国政府のために  
リヒテンシュタイン公国政府のために  
ルクセンブルグ大公国政府のために

オランダ王国政府のために  
ネパール王国政府のために

モロッコ王国政府のために  
モンゴル人民共和国政府のために

オランダ王国政府のために  
ニュー・ジーランド政府のために

リビア・アラブ共和国政府のために  
リヒテンシュタイン公国政府のために  
マダガスカル共和国政府のために  
R・ラムバニアリソン

オランダ王国政府のために  
ニカラグア共和国政府のために

ルクセンブルグ大公国政府のために  
マダガスカル共和国政府のために  
マラウイ共和国政府のために  
マレイシア政府のために  
モルディブ共和国政府のために  
マリ共和国政府のために  
マルタ政府のために  
モーリタニア回教共和国政府のために  
メキシコ合衆国政府のために

オランダ王国政府のために  
ニジエール共和国政府のために  
ナイジエリア連邦共和国政府のために  
ノールウェー王国政府のために  
パキスタン政府のために  
パナマ共和国政府のために  
パラグアイ共和国政府のために  
ペルー共和国政府のために  
フィリピン共和国政府のために  
ポーランド人民共和国政府のために  
ポルトガル共和国政府のために  
R・ピエトランシェック

オランダ王国政府のために  
ニカラグア共和国政府のために  
ナイジエール共和国政府のために  
ノールウェー王国政府のために  
パキスタン政府のために  
パナマ共和国政府のために  
南アフリカ共和国政府のために  
スペイン国政府のために  
スチーダン民主共和国政府のために  
スワジランド王国政府のために  
スウェーデン王国政府のために  
スイス連邦政府のために  
J・W・ミュラー

オランダ王国政府のために  
モロッコ王国政府のために  
モーリタニア回教共和国政府のために  
モーリシアス政府のために  
トリニダード・ドバゴ政府のために

テュニジア共和国政府のために

トルコ共和国政府のために

ウガンダ共和国政府のために

サウディ・アラビア王国政府のために

セネガル共和国政府のために

シエラ・レオーネ政府のために

シンガポール共和国政府のために

ゾマリア共和国政府のために

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府のために

アラブ連合共和国政府のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府のために

アメリカ合衆国政府のために

ロバート・H・ニューマン

批准を条件として

K・J・チエンバレン  
ウイリアム・L・モリソン

批准を条件として

上ザルタ共和国政府のために

ウルグアイ東方共和国政府のために

ヴェネズエラ共和国政府のために

ヴィエトナム共和国政府のために

西サモア独立国政府のために

イエメン・アラブ共和国政府のために

ユーヨースラヴィア社会主義連邦共和国政府のために

カルロ・ディアシ・デ・メネゼス  
シエ

批准を条件として

V・ブライコヴィチ  
ザンビア共和国政府のために

附属書

第一章 調停

調停手続は、紛争の当事国が別段の決定をしない限り、この章に定める規則に従う。

第二条

調停委員会は、いずれか一の当事国が条約第八条の規定に基づき他の当事国に行なつた請求によつて設立される。

当事国が提出する調停の請求の文書は、当該紛争を記述した文書及び証拠書類とする。  
調停手続が二の当事国間で開始された場合には、当該措置により自国の国民若しくは財産に影響を受けた他の締約国又は同様の措置をとつた沿岸国である他の締約国は、最初に調停手続を開始したいずれの一方の当事国も反対しない限り、双方の当事国に対し書面による通告を行なうことにより、その調停手続に参加することができる。

第三条

調停委員会は、当該措置をとつた沿岸国が指名する一人の委員、当該措置により自国の国民又は財産に影響を受けた国が指名する一人の委員及びこれら二人の委員が合意によつて指名する第三の委員の三人で構成するものとし、この第三の委員が調停委員会の議長となる。

調停委員は、次条に定める手続に従つてあらかじめ作成された名簿から選定する。

調停を請求された一方の当事国がその請求を受けた日から六十日以内に自國が選定について責任を有する調停委員の指名を他方の当事国に通告しなかつた場合又は当事国によつて指名されべき第二の調停委員の指名の日から三十日以内に第一及び第二の調停委員が合意により調

停委員会の議長を指名することができなかつた場合には、機関の事務局長は、いずれか一方の当事国の請求に応じ、三十日以内に必要な指名を行なう。このようにして指名される調停委員会の委員は、2の名簿から選定する。

調停委員会の議長は、その指名方法のいかんを問わず、いかなる場合にも、最初に調停手続を開始したいずれか一方の当事国の国籍を有しており又は有していた者であつてはならない。

第四条

前条の名簿は、締約国の指定した適格者で構成し、かつ、機関が常時整備する。各締約国は、名簿に記載される四人の者を指名することができる。これらの者は、これを指名する締約国の国籍を有することを要しない。指名は、六年間効力を有するものとし、更新することができる。

第五条

名簿に記載されている者が死亡し又は辞任せた場合には、その者を指名した締約国は、その残任期間について他の者を指名することができない。

第六条

調停委員会は、当事国が別段の合意をしない限り、その手続を定める。その手続は、いかなる場合にも、公平に陳述の機会を与えるものでなければならない。調停委員会は、審査に関しても、全会一致で別段の決定をしない限り、千九百七年十月十八日にハーベーで署名された国際紛争平和的処理条約第三章の規定に従う。

当事国は、自國と調停委員会との間の仲介者として行動することを任務とする者に調停委員会において自國を代表させる。各当事国は、顧問及び専門家を指名し、その援助を求めることができる。

第七条

双方の当事国が勧告を受けた後九十日以内にいすれか一方の当事国が他方の当事国に対し、その勧告を受諾する旨を通知しなかつた場合に、調停は、成立しなかつたものとみなす。調停は、調停委員会が第三条に定める期間内に設立されなかつたとき、又は当事国が別段の合意をしない場合

府の同意を得て召喚することが有益であると考えられるものの説明を要求することができる。

第六条

調停委員会の決定は、当事国が別段の合意をしない限り、過半数による議決で行なう。調停委員会は、すべての委員が出席していない場合には、紛争の実質問題について意見を表明してはならない。

第七条

当事国は、調停委員会の運営を容易にするものとし、特に自國の法令に従い、すべての可能な手段を利用して次のことを行なう。

(a) 調停委員会に対し必要な文書及び情報を提供すること。

(b) 調停委員会が証人又は専門家の尋問及び現場の検証のため自國の領域に入ることができるようになること。

第八条

調停委員会は、紛争事項を明らかにすること、このため調査その他の方法により実験するすべての情報を収集すること及び当事国を調停するよう努めることをその任務とする。調停委員会は、紛争を審理した後、当事国に対し、適当であると考へる勧告を通知するものとし、かつ、九十日以内の期限を定め、その期限までにその勧告を受諾するかどうかについての回答を求める。

第九条

勧告には、その理由を付する。勧告の全体又は一部分が調停委員会の全員一致の意見を反映していない場合には、いすれの委員も、別個の意見を表明することができる。

第十条

仲裁手続は、当事国が別段の合意によつて指名する一人の仲裁人、当該措置により自國の国民又は財産に影響を受けた国が指名する一人の仲裁人及びこれら二人の仲裁人が合意によつて指名する第三の仲裁人が裁判長となる。

第十四条

仲裁裁判所は、当該措置をとつた沿岸国が指名する一人の仲裁人、当該措置により自國の国民又は財産に影響を受けた国が指名する一人の仲裁人及びこれら二人の仲裁人が合意によつて指名する第三の仲裁人が裁判長となる。

第十五条

第二の仲裁人の指名の時から六十日の期間を経過した時に裁判長が指名されていない場合は、機関の事務局長は、いすれか一方の当事国の請求に応じ、さらに六十日以内に、第四条の規定に従つてあらかじめ作成された適格者の名簿から選定してその指名を行なう。この名簿は、条約第四条の専門家名簿及び第四条の調停委員名簿とは別個のものとする。もつとも、調

において調停委員会がその議長の指名の日から一年以内に勧告を発しなかつたときも、調停は、成立しなかつたものとみなす。

第十二条

調停委員会の各委員は、その職務について報酬を受ける。その報酬は、当事国間の合意によつて定めるものとし、各当事国は、同等の額を提出する。

第十三条

当事国は、調停手続の間いつでも、他の紛争解決手続によることを合意によつて決定することができる。調停手続によることを合意によつて決定することができる。

第十四章

仲裁手続は、当事国が別段の合意によつて指名する一人の仲裁人、当該措置により自國の国民又は財産に影響を受けた国が指名する一人の仲裁人及びこれら二人の仲裁人が合意によつて指名する第三の仲裁人が裁判長となる。

第十五章

第二の仲裁人の指名の時から六十日の期間を経過した時に裁判長が指名されていない場合は、機関の事務局長は、いすれか一方の当事国の請求に応じ、さらに六十日以内に、第四条の規定に従つてあらかじめ作成された適格者の名簿から選定してその指名を行なう。この名簿は、条約第四条の専門家名簿及び第四条の調停委員名簿とは別個のものとする。もつとも、調

停委員名簿と仲裁人名簿とに同一人の氏名を記載することを妨げない。ただし、紛争の調停委員として行動した者を当該紛争の仲裁人として選定することはできない。

2 裁判所の仲裁人を指名する責任を有する一方の当事国が仲裁の請求を受けた日から六十日以内にその指名を行なわなかつた場合には、他方の当事国は、その旨を機関の事務局長に直接に通告することができる。当事務局長は、六十日以内に1の仲裁人名簿から選定して裁判長を指名する。

3 裁判長は、2の指名を受けた後直ちに、仲裁人を指名しなかつた当事国に対し、1に定める方法及び条件と同様の方法及び条件で指名を行なうことを請求する。その当事国が必要な指名を行なわない場合には、裁判長は、機関の事務局長に対し、2に定める形式及び条件で指名を行なうことを請求する。

4 裁判長は、この条の規定に従つて指名される場合には、双方の当事国が合意する場合を除くほか、いすれか一方の当事国の国籍を有しておる又は有していた者であつてはならない。

5 一方の当事国がその指名について責任を有する仲裁人が死亡し又は欠けた場合には、当該一方の当事国は、その死亡し又は欠けた日から六十日以内に他の者を代りに指名する。当該一方の当事国が指名を行なわなかつた場合には、仲裁裁判は、残りの仲裁人の下で行なう。裁判長が死亡し又は欠けた場合には前条の規定に従い、また、その死亡し又は欠けた日から六十日以内に仲裁裁判所の仲裁人が合意しなかつた場合にはこの条の規定に従い、代りの裁判長を指名する。

第六十条  
仲裁手続が二の当事国の間で開始された場合には、当該措置により自國の国民若しくは財産に影響を受けた他の締約国又は同様の措置をとつた沿岸国である他の締約国は、最初に仲裁手続を開始

したいたずれの一方の当事国も反対しない限り、双方の当事国に對し書面による通告を行なうことにより、その仲裁手続に参加することができる。

#### 第十七条

この附屬書の規定に基づいて設立された仲裁裁判所は、その手続規則を定める。

#### 第十八条

1 仲裁裁判所の手続、開廷の場所及び付託されたり紛争についての仲裁裁判所の決定は、仲裁人の過半数による議決で行なうものとし、当事国がその指名に責任を有する仲裁人の欠席又は判断の回避は、裁判所が決定を行なうことを妨げるものではない。可否同数の場合には、裁判長の決定するところによる。

2 当事国は、仲裁裁判所の運営を容易にするものとし、特に、自國の法令に従い、すべての可能な手段を利用して次のことを行なう。  
(a) 仲裁裁判所に対し必要な文書及び情報を提供すること。  
(b) 仲裁裁判所が証人又は専門家の尋問及び現場の検証のため自國の領域に入ることができるようになること。

3 一方の当事国の欠席は、手続の進行を妨げるものではない。

4 第十九条  
国際原子力機関憲章第六条を次のように改定する。

1 仲裁裁判所の裁定には、その理由を付する。

その裁定は、最終的なものとし、上訴を許さない。当事国は、直ちにその裁定に従らものとする。

2 裁定の解釈及び執行に關して当事国間に生ずる紛争は、いすれか一方の当事国が判断を求めるためその裁定を行なつた仲裁裁判所に、それが不可能な場合には、その判断のためその仲裁裁判所と同様の方式で構成された他の仲裁裁判所に付託することができる。

国際原子力機関憲章第六条の改正の受諾について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

昭和四十六年一月十二日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

(7) 東南アジア及び太平洋  
(8) 極東

2 総会は、理事国として、  
(a) A1に掲げる地域の加盟国が理事会全体として公平に代表されるように妥当な考慮を払つた上で、ラテン・アメリカ地域の五人の代表者、西ヨーロッパ地域の四人の代表者、東ヨーロッパ地域の三人の代表者、アフリカ地域の四人の代表者、中東及び南アジア地域の二人の代表者、東南アジア及び太平洋地域の一人の代表者並びに極東地域の一人の代表者が理事会においてこの部類に常に含まれるように、二十の加盟国を選出する。いすれか一の任期においてこの部類に含まれた加盟国は、その後の任期にこの部類で再選される資格を有しない。

(b) 次の地域の加盟国の中から、さらにこの加盟国を選出する。  
中東及び南アジア  
東南アジア及び太平洋  
極東  
アフリカ  
東南アジア  
東南アジア  
東南アジア  
アフリカ  
Bにおいて、  
(i) 第二文中「A1及びA2」を「A1」に改め  
(ii) 第二文中「A3」を「A2」に改め  
(iii) C中「A1及びA2」を「A1」に改め  
(d) D中「A3」を「A2」に改め、ただし書を削る。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。外

は、当該措置により自國の国民若しくは財産に影響を受けた他の締約国又は同様の措置をとつた沿岸国である他の締約国は、最初に仲裁手続を開始

務委員長田中榮一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○田中榮一君　ただいま議題となりました三案件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約の改正について申し上げます。

現行の条約は、適用対象が原則として特定海域における船舶の油または油性混合物の排出に限りていること等、その規制が必ずしも十分でないため、政府間海事協議機関において、この条約の改正について検討が行なわれた結果、一九六九年十月開催された同機関の第六回総会において、この改正を採択した次第であります。

本改正は、タンカー及びその他の船舶が、一定のきびしい条件を満たす場合以外は、いかなる海域においても、油または油性混合物の排出を禁止すること、及び船舶が備えつけるべき油記録簿の内容を、現行条約より一そく詳細な様式に改めています。

最近頻発しているタンカー等の事故の結果として、油による海洋の汚染の危険に対処するため、政府間海事協議機関の主催により、一九六九年十一月に海洋の汚染損害に関する国際法律会議が開催され、審議を行なった結果、本条約は、同年十一月二十九日採択され、わが国は、昭和四十五年十二月十五日署名をいたしました。

本条約は、沿岸国が海難による海洋の汚染から自国民の利益を保護することを目的とするもので、締約国は、船舶が海上で事故を起こした結果、油による海洋の汚染または汚染のおそれより生ずる重大かつ急迫した危険から、自国の沿岸ま

たは関係利益を保護するため、公海上で必要な措置をとることができることを定めております。

最後に、国際原子力機関憲章第六条の改正について申し上げます。

国際原子力機関は、一九六八年以來、新加盟国及び原子力に関する技術の先進加盟国の増加等により変化した国際社会の現状を公平かつ適切に反映させるため、その構成を改めるべく検討した結果、一九七〇年九月二十八日、機関の第十四回総会において憲章第六条の改正を採択した次第であります。

本改正は、機関の理事国の数を増加することと、地理的配分の見地から公平を期するため地域の組み合わせの一部を変更するとともに、総会で選出される理事国の数の地域別割り当てを定めたものであります。

以上三案件は、二月十二日外務委員会に付託されましたがので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、詳細は会議録により御了承願います。

かくて、三月二日、右三案件について質疑を終了しましたので、採決を行ないましたところ、いざれも全会一致をもつて承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君)　三件を一括して採決いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君)　御異議なしと認めます。よって、三件とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第四　国立学校設置法の一部を改正する

法律案(内閣提出)

○議長(船田中君)　日程第四、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

國立學校設置法の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

昭和四十六年二月四日

内閣總理大臣　佐藤　榮作

國立學校設置法の一部を改正する法律  
國立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)  
の一部を次のよう改正する。  
目次中第三章　國立高等学校(第八条・第九

九条の二第一項中「室蘭工業大学」を「室蘭工科大学」に、「島取大学」を「島根大学」に改める。  
第三条の二第一項中「室蘭工業大学」を「室蘭工科大学」に、「島取大学」を「島根大学」に改める。  
第三条の二第一項中「高エネルギー物理学研究所」を「高エネルギー物理学研究所」に改める。

第三条の二第一項中「高エネルギー物理学研究所」を「高エネルギー物理学研究所」に改める。

九州大学医療技術短期大学部

福岡県

九州大学

原子エネルギー研究所

宮城県

宮城県

宮城県

原子エネルギーの開発及び利用に関する学理並びにその応用の研究

の総合研究

仙台電波工業高等専門学校

宮城県

宮城県

高松工業高等専門学校

香川県

高松工業高等専門学校

香川県

香川県

宮城工業高等専門学校

宮城県

宮城県

宮城県

高松電波工業高等専門学校

熊本県

高松電波工業高等専門学校

熊本県

熊本県

改め、同表中佐世保工業高等専門学校の項の次に次のよう加える。

に

仙台電波工業高等専門学校

宮城県

宮城県

第八条の表中富山商船高等学校の項、鳥羽商船高等学校の項、広島商船高等学校の項、大島商船高等学校の項及び弓削商船高等学校の項を削る。

第九条を削り、第三章の次に次の二章を加える。

第三章の二　高エネルギー物理学研究所

高エネルギー物理学研究所

高エネルギー物理学研究所

高エネルギー物理学研究所

高エネルギー物理学研究所

の教員その他の者でこの研究所の目的たる研究と同一の研究に従事するものに利用させる機関とする。

2 高工エネルギー物理学研究所は、国立大学その他の大手の要請に応じ、当該大学の大学院における教育に協力することができます。

3 高工エネルギー物理学研究所は、茨城県に置く。

## 附 則

## (施行期日)

1 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。

2 富山商船高等学校等の存続に関する経過措置(富山商船高等学校等の存続に関する経過措置)商船高等学校は、この法律の施行の際現に当該学校に在学する者がいるときは、改正後の国立学校設置法第八条の規定にかかるらず、その者が当該学校に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

## (教育公務員特例法の一部改正)

3 第二十二条中「(日本芸術院を除く。)」の下に「並びに国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)第九条第一項に規定する高エネルギー物理学研究所」を加える。

## (文部省設置法の一部改正)

4 文部省設置法(昭和二十四年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第十六号中「これに附置する機関を含む」を「国立学校設置法(昭和二十四年法律第二百五十号)第二条第一項に規定する国立学校をいい、これに附置する機関を含む」以下同じに改める。

第九条第一号中「及び国立高等専門学校」を「、国立高等専門学校及び高工エネルギー物理学研究所」に改める。

第十二条第一項第十五号中「(これに附置する機関を含む。)」を削る。

第十六条中「(昭和二十四年法律第二百五十号)」を削る。

(国立学校特別会計法の一部改正)

5 国立学校特別会計法(昭和三十九年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「学長又は校長」を「長」に改める。

## 理 由

小樽商科大学ほか一大学に大学院を設置し、九州大学医療技術短期大学部、仙台電波工業高等専門学校ほか二工業高等専門学校及び国立大学の共

同利用の研究所として高工エネルギー物理学研究所を新設するとともに、富山商船高等学校ほか四商船高等学校を廃止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。文教委員長八木徹雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕  
○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。文教委員長八木徹雄君。  
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長(船田中君) 本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

第一條第三項第二号中「道路法の規定に基づいて」を削る。

第三条中「建設大臣である道路管理者を除く。以下同じ。」は「を」である市町村は、「道路法第四十八条第二項の規定により建設大臣が維持を行なう」を「建設大臣が道路管理者である」に、「昭和四十四年度を「昭和四十六年度」に、「三箇年」を「五箇年」に、「昭和四十四年六月三十日」を「昭和四十六年六月三十日」に、「並びに同法第十三条第一項に規定する指定区間(以下「指定区間」といふ。)」を「建設大臣が道路管理者である市町村道の道路管理者を除く。以下同じ。」及び都道府県道の道路管理者(建設大臣である道路管理者を除く。以下同じ。)を「及び道路管理者である都道府県」に改める。

第四条の見出しを「(総合交通安全施設等整備事業五箇年計画)」に改め、同条中「並びに指定区間外の一般国道の道路管理者及び都道府県道の道路管理者」を「及び道路管理者(市町村道の道路管理

ました。自ら、慎重に審査いたしましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

かくて、三月三日、本案に対する質疑を終了したが、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次いで、自由民主党河野洋平君外四名から、本案に対し、政府は、高工エネルギー物理学研究所の運営については、学術研究の自由を阻害しないよう留意すべきこと等を旨とする自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、日本共产党の共同提案にかかる附帯決議案が提出され、採決の結果、全会一致をもつて可決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

第二条第三項第一号中「同法の規定に基づいて」を削り、「信号機、道路標識又は道路標示の設置に関する事業」を「次に掲げる事業」に改め、同号に次のように加える。

ロ 交通管制センター(信号機、道路標識及び道路標示の操作その他道路における交通の規制を広域にわたつて総合的に行なうため必要な施設で政令で定めるものをいう。)の設置に関する事業

イ 信号機、道路標識又は道路標示の設置に関する事業

右  
国会に提出する。



団体との負担割合の特例を定めるとともに、関係法律の改正をするものとする。

等であります。

本案は、去る二月十三日本委員会に付託され、同月十九日提案理由の説明を聽取した後、審査に入り、同月二十六日質疑を終了し、去る三月四日、討論もなく、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、地方単独交通安全施設等整備事業に要する費用については、地方公共団体の財政を圧迫しないよう、所要の財政措置について十分配慮することを内容とする附帯決議が全会一致をもつて付された次第であります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第六 旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律の一部を改正する法律  
案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第六、旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律案を提出する。

右  
国会に提出する。

昭和四十六年二月二十四日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

執行官法の規定による恩給の年額の改定に  
關する法律  
題名を次のように改める。

旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に  
關する法律の一部を改正する法律  
旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に  
關する法律(昭和四十二年法律第六十四号)の一部を次  
のよう改正する。

執行官法の規定による恩給の年額の改定に  
關する法律  
本則を第一条とし、同条に見出しとして「(旧執  
達吏規則に基づく恩給の年額の改定)」を附し、同  
条の次に次の二条を加える。

(執行官法附則第十三条の恩給の年額の改定)  
第二条 執行官法附則第十三条の恩給について  
は、恩給に関する法令の改正により、昭和四十  
五年十月一日において、恩給法等の一部を改正  
する法律(昭和四十五年法律第九十九号)附則第  
二条第一項第一号に掲げる年額で、その計算の  
基礎となつてゐる俸給年額が六十八万七千二百  
円(退職時ににおいて執行官国庫補助基準額令(昭  
和四十一年政令第三百九十四号)附則第三条第  
一項の規定が適用されていた者にあつては、二  
十七万五千円)であるものの恩給を受けていた者  
(政令で定める者を除く。)について、その恩給  
の年額の改定が行なわれたときは、改定後のそ  
の年額を算出した方法と同じ方法で算出して得  
た年額に改定する。この場合には、前条第一項  
ただし書及び第三項の規定を準用する。

2 前項の規定によるほか、同項の恩給の年額の  
改定及び支給については、同項に規定する恩給  
に関する法令の改正の例による。

〔附則〕

○議長(船田中君) 採決いたします。  
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よ  
って、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

般の公務員の恩給の増額の例により是正を行なう  
こととする必要がある。これが、この法律案を提  
出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。法  
務委員会理事小澤太郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔小澤太郎君登壇〕

○小澤太郎君 ただいま議題となりました法律案  
について、法務委員会における審査の経過並びに  
結果を御報告申し上げます。

本案は、一般の公務員の恩給の年額に伴  
いまして、執行官の恩給の年額につきまして、  
一般的の公務員の恩給の年額の増額の例に準じてこ  
れを増額することとし、今後、一般の公務員の恩  
給の年額が改定された場合、これにならって、執  
行官の恩給の年額も、別段の措置を講ずることな  
く、当然に改定されることにしようとするもので  
あります。

当委員会におきましては、二月二十六日提案理  
由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、三月五  
日、質疑を終了、採決の結果、全会一致をもつて  
原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

(目的)

第一条 この法律は、特定電子工業及び特定機械  
工業について、生産技術の向上及び生産の合理  
化を促進することにより、その振興を図り、も  
つて国民経済の健全な発展に寄与し、あわせて  
国民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「電子機器」とは、電子  
管、半導体素子その他これらに類似する部品を  
使用することにより電子の運動の特性を応用す  
る機械器具並びに主としてこれに使用される部  
品及び材料をいう。

2 この法律において「機械」とは、機械器具(電  
子機器であるものを除く)及び主としてこれに  
使用される部品(部品の半製品を含む。以下同  
じ。)をいう。

(高度化計画)

第三条 主務大臣は、次に掲げる事業について、  
その生産技術の向上又は生産の合理化を促進す  
るうえでの基本となるべき事項に関する計画  
(以下「高度化計画」という。)を定めなければな  
らない。

一 電子機器を製造する事業のうち、次に掲げるものの(以下「特定電子工業」という。)。  
 イ わが国において生産技術が確立されていないか又はその水準が外国の水準に比べて著しく低い電子機器のうち、生産技術に関する試験研究(試作を含む。以下同じ。)を特に促進する必要があるものであつて政令で定めるものを製造する事業。

ロ わが国において工業生産が行なわれてないか又は生産数量が著しく少ない電子機器のうち、工業生産の開始又は生産数量の増加を特に促進する必要があるものであつて政令で定めるものを製造する事業。

ハ 性能又は品質の改善、生産費の低下その他生産の合理化を特に促進する必要がある電子機器であつて政令で定めるものを製造する事業。

イ 危害の防止若しくは生活環境の保全若しくは新技術の企業化、省力化その他の事業活動の方式の改善又は機械を製造する事業の基盤の強化(以下「危害の防止等」といふ。)に資するため、生産技術に関する試験研究を特に促進する必要がある機械であつて政令で定めるものを製造する事業。

ロ 危害の防止等に資するため、性能又は品質の改善、生産費の低下その他生産の合理化を特に促進する必要がある機械であつて政令で定めるものを製造する事業。

イ 試験研究の内容及び同項第一号の(以下「特定電子工業」といふ。)。

ハ その他試験研究の促進に関する重要な事項。

ロ 試験研究に必要な資金に関する事項。

ハ その他試験研究の促進に関する重要な事項。

二 前項第一号ロの特定電子工業にあつては、イの事項及び必要に応じてから三までの事項。

イ 工業生産の開始の目標年度又は目標年度における生産数量。

ロ 新たに設置すべき設備の種類及び数量。

ハ 工業生産の開始又は生産数量の増加に必要な資金に関する事項。

ニ その他工業生産の開始又は生産数量の増加の促進に関する重要な事項。

三 前項第一号ハの特定電子工業及び同項第二号ロの特定機械工業にあつては、イの事項及び必要に応じてからホまでの事項。

イ 目標年度における性能又は品質、生産費その他の合理化の目標。

ロ 新たに設置すべき設備の種類及び数量。

ハ 適正な生産の規模又は事業の共同化若しくは生産すべき品種の専門化に関する事項。

ニ 合理化に必要な資金に関する事項。

ホ その他合理化の促進に関する重要な事項。

3 高度化計画には、機械に電子計算機その他の電子機器を組み合わせることによる自動制御化その他の機械の性能の向上(以下単に「機械の自動制御化等」といふ。)の促進について、特に配慮が払われていかなければならない。

4 主務大臣は、第一項の規定により高度化計画を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

三 生産施設の利用。

主務大臣は、第一項に規定する規格の制限に係る共同行為をもつてしては第三条第一項第一号ハの政令で定める電子機器又は同項第二号ロの政令で定める機械(以下「合理化関係電子機器等」といふ。)の規格の制限をすることが困難である場合において、特に必要があると認めるときは、その合理化関係電子機器等を部品又は材料として使用して電子機器又は機械(以下「電子機器等」といふ。)を製造する事業(合理化関係特定電子工業等を除く。以下この項及び第十六条において同じ。)を督む者に対し、その使用する合理化関係電子機器等の規格の制限に係る共同行為を実施すべきことを指示することができる。

主務大臣は、第六条第一項の規定により規格の制限に係る共同行為を実施すべきことを指示した場合において、次の各号に該当するときは、当該指示に係る合理化関係特定電子工業等を督む者に対し、当該指示の内容に従つて合理化関係電子機器等の規格を制限すべきことを主務省令で命ずることができる。

4 前三項の規定による指示は、共同行為をするものとする。

(共同行為の実施に関する指示)

第六条 主務大臣は、第三条第一項第一号ハの特定電子工業又は同項第二号ロの特定機械工業(以下「合理化関係特定電子工業等」といふ。)に關して、当該事業に係る高度化計画に定める合理化の目標を達成するため特に必要があると認めるとときは、当該事業を管む者に対し、規格の制限又は技術の制限に係る共同行為を実施すべきことを指示することができる。

第七条 前条第一項から第三項までに規定する共同行為の内容は、次の各号に適合するものでなければならぬ。

一 高度化計画に定める合理化の目標を達成するため必要な程度をとれないこと。

二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

三 不當に差別的でないこと。

(共同行為の内容)

第八条 主務大臣は、第六条第一項から第三項までの規定による指示に係る共同行為の内容が前条各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その指示を変更し、又は取り消さなければならない。

第九条 第六条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(共同行為の届出)

第十条 主務大臣は、第六条第一項から第三項までの規定による指示(前条第一項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)を受けた者は、その指示に従つて共同行為をしたときは、遅滞なく、主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(規格の制限に関する命令)

第十一条 主務大臣は、第六条第一項の規定により規格の制限に係る共同行為を実施すべきことを指示した場合において、次の各号に該当するときは、当該指示に係る合理化関係特定電子工業等を督む者に対し、当該指示の内容に従つて合理化関係電子機器等の規格を制限すべきことを主務省令で命ずることができる。

一 当該指示に従つて共同行為を実施している者の当該合理化関係電子機器等の生産額が当

該合理化関係電子機器等の総生産額に對し相当の比率を占めているとき。

二 当該指示に係る合理化関係特定電子工業等を營む者であつて共同行為を実施していないものの事業活動が当該事業に係る高度化計画に定める合理化の目標を達成するのに著しく障害となつてゐるとき。

三 第六条第三項の規定による指示によつては、当該合理化関係電子機器等の規格の制限をすることができないか又は著しく困難であるとき。

四 第二号に規定する状態が継続することは、当該合理化関係特定電子工業等の生産方式の改善に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるとき。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第十一一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、第六条第一項から第三項までの規定による指示に従つてする共同行為については、適用しない。ただし、不公平な取引方法を用いるときは、この限りでない。

(公正取引委員会との関係)

第十二条 主務大臣は、第六条第一項から第三項までの規定による指示をしよとするとときは、当該事業の開始又は拡大をしようとする者に意見を述べる機会を与えないければならない。

(勧告)

第十三条 主務大臣は、合理化関係特定電子工業等を營む者が当該事業に係る高度化計画に従つて事業の共同化又は生産すべき品種の専門化(以下「事業共同化等」といふ。)を実施していると認められ、かつ、その事業共同

化等を実施している者の当該合理化関係電子機器等の生産額が当該合理化関係電子機器等の総生産額に対し相当の比率を占めている場合において、その事業共同化等を実施している者以外の者が大規模な当該事業の開始又は当該事業の大規模な拡大をすることがその事業共同化等の実施に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認めるときは、当該事業の開始又は拡大をしよとすると者に対し、その事業共同化等に参加し、又は事業の開始の時期、事業の拡大の時期若しくは事業の規模を変更すべきことを勧告することができる。

2 前項の規定による勧告の内容は、当該事業に係る高度化計画に定める合理化の目標を達成するため必要な程度をこえないものであり、か

つ、一般消費者及び関連事業者の利益を不當に害するおそれがないものでなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定による勧告をしよとするとときは、当該事業の開始又は拡大をしようとする者に意見を述べる機会を与えないければならない。

(合併等の場合の課税の特例)

第十四条 主務大臣は、特定電子工業等を營む者に対し、次の各号の一に該当するときは、政令で定めるところにより、当該各号に規定する合併、出資又は法人の設立が当該特定電子工業等を營む者の生産規模の拡大、生産方式の改善、生産技術の著しい向上又は機械の自動制御等に関する技術的能力の向上に寄与するものである。

一 特定電子工業等を營む者が電子機器等を製造する事業を營む他の法人と合併するとき。

二 特定電子工業等を營む者が特定電子工業等を營む他の法人に対し出資するとき。

三 特定電子工業等を營む者が電子機器等を製

造する事業を營む他の者とともに出資して特定電子工業等を營む法人を設立するとき。

二 第三条第一項の規定により高度化計画を定め、又は第四条第一項の規定により高度化計画を変更しようとするととき。

三 第六条第一項から第三項までの規定による指示、第十一条の規定による命令又は第十三条の規定による指示をしようとするととき。

2 主務大臣は、前項第二号又は第三号に規定する出資をする特定電子工業等を營む法人に対し同項の承認をする場合には、政令で定めるところにより、当該法人に対し、当該出資に係る資産が当該出資を受ける法人又は当該出資に基づいて設立される法人の營む特定電子工業等の用供するため必要なものである旨の承認をあわせてすることができる。

3 第一項の承認を受けた法人が政令で定める期間内に当該承認を受けたところに従つて合併した場合には、当該法人の当該合併に係る清算所得について、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、法人税を軽減し、又は免除する。

4 第一項及び第二項の承認を受けた法人が政令で定める期間内に第二項の承認に係る資産を出資した場合には、当該出資に係る益金の額に相当する金額は、租税特別措置法で定めるところにより、当該出資の日を含む事業年度の法人税額を軽減し、又は免除する。

5 第一項の承認に係る合併後存続する法人若し

くは当該合併により設立した法人又は当該承認に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人が当該承認に係る次の事項について受けた登記については、租税特別措置法で定めるところにより、登録免許税を軽減する。

一 会社の設立又は資本若しくは出資の増加の場合は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

二 法人の設立又は資本若しくは出資の増加の場合は虚偽の届出をした者は、一万円以下の罰金に処する。

(主務大臣)

第十七条 この法律において主務大臣は、特定電子工業については通商産業大臣とし、特定機械工業については当該機械の生産を所掌する大臣とす。

第十八条 第十条の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十九条 第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十条 第九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の罰金に処する。

二十一 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の刑を科する。

附 则

1 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行

<p>(この法律の失効) この法律は、昭和五十三年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その後以後も、なおその効力を有する。</p> <p>(電子工業振興臨時措置法の廃止) 電子工業振興臨時措置法（昭和三十二年法律三百七十一号）は、廃止する。</p>
<p>6 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のよう改定する。</p> <p>7 第一項第二号ロの事業を行なうもの</p> <p>(情報処理振興事業協会等に関する法律の一部改正) 四十五年法律第九十号）の一部を次のよう改定する。</p> <p>第三条第三項中「電子情報処理振興審議会」を「情報処理振興審議会」に改める。</p>
<p>(中小企業信用保険法の一部改正) 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のよう改定する。</p> <p>第一会社及び個人であつて、特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法（昭和四十六年法律第二百六十四号）第一項に規定する電子機器を製造する事業又は同法第三号）の事業を行なうもの</p> <p>(情報処理振興事業協会等に関する法律の一部改正) 四十五年法律第九十号）の一部を次のよう改定する。</p>
<p>3 電子工業振興臨時措置法（昭和三十二年法律三百七十一号）は、廃止する。</p>

<p>(罰則に関する経過措置) この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(通商産業省設置法の一部改正) 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のよう改定する。</p> <p>5 第二十五条第一項の表中機械工業審議会の項目及び電子情報処理振興審議会の項目を次のよう改定する。</p>
---

<p>○船田中君 〔報告書は本号末尾に掲載〕</p> <p>〔八田貞義君登壇〕</p> <p>○八田貞義君 〔報告書は本号末尾に掲載〕</p> <p>〔八田貞義君登壇〕</p> <p>○八田貞義君 〔報告書は本号末尾に掲載〕</p> <p>〔八田貞義君登壇〕</p> <p>○八田貞義君 〔報告書は本号末尾に掲載〕</p>
---

<p>第一に、試験研究、工業生産の開始または生産の合理化を促進する必要のある電子機器並びに危害の防止、生活環境の保全、省力化、技術革新、機械工業の基盤強化に資するため、試験研究または生産の合理化を促進する必要のある機械を政令で指定し、これらを製造する事業を本案の振興措置の対象としてあります。</p> <p>第二に、このよろうな電子、機械工業につきまして生産技術の向上または生産の合理化をはかる上で基本となるべき高度度計画を主務大臣が策定公表することとし、また、その策定にあたっては、いわゆる機電一体化、システム化の方向について特に配慮することとしております。</p> <p>第三に、高度度計画を達成するための措置をいたしまして、まず、特に必要な場合には、主務大臣が共同行為の実施を指示し、場合によっては規格制限の実施を命ずること、次に、高度度計画に従つて実施中の事業共同化等に重大な悪影響を及ぼすような外部からの大規模事業進出に対する規制としてあります。</p> <p>第四に、主務大臣が計画変更等を勧告できること、また高度度計画の実施に必要な資金について、政府においてこれが確保につとめることともに、合併等の場合の課税の特例措置を講ずること等について規定しております。</p> <p>第五に、本法案の適確な運用を確保するため、従来の機械工業審議会及び電子情報処理振興審議会を改組して、電子、機械工業審議会を設置し、主務大臣は、所定の重要事項に関する限り、諮詢しなければならないこととしております。</p> <p>第六に、本法案の起立多數によつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。</p> <p>○船田中君 〔報告書は本号末尾に掲載〕</p> <p>日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律案（内閣提出）</p> <p>日程第八 日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律案（内閣提出）</p> <p>日程第九 相続税法の一部を改正する法律案（内閣提出）</p> <p>○船田中君 〔報告書は本号末尾に掲載〕</p> <p>日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律案（内閣提出）</p> <p>日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律案（内閣提出）</p> <p>日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律案（内閣提出）</p>
---

<p>社会党、公明党及び民社党の共同提案により、本案の運用が競争制限をもたらすことのないよう留意するとともに、資本自由化対策、中堅企業、中小企業の体質強化、審議会の構成及び運用について配慮すべき旨の附帯決議を付しましたことを申し添えます。</p> <p>以上をもつて御報告を終わりります。（拍手）</p>
--

(趣旨) この法律は、他の主要な債権国と協調して、インドネシア共和国の政府等の有する債務の履行の円滑化を図るため、同国の中央銀行に対する日本輸出入銀行の貸付金につき利息の特例を定めるとともに、これに伴う措置を講ずるものとする。

(賃還期限等の延長に係る貸付金債権の利息の特例)

第二条 日本輸出入銀行は、昭和四十二年十二月十二日から昭和四十四年十二月十日までの間に締結した契約に基づいてインドネシア共和国の中央銀行に対して貸し付けた日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)第十八条第九号の規定による貸付金に係る債権で、昭和四十五年一月一日以後にその償還又は支払の期日が到来するものにつき期限延長の措置を講ずる場合には、当該貸付金に係る債権については、同法第十九条の規定にかかわらず、その延長に係る期間に対応する利息を徴しないことができる。(再融資に係る貸付金債権の利息の特例)

第三条 日本輸出入銀行は、昭和四十一年七月一日前に効力が生じた契約に基づいて本邦から日本輸出入銀行法第十八条第一号に規定する設備等の輸入又は同条第二号に規定する技術の受入れをしたインドネシア共和国の政府又は同国の居住者が、当該輸入又は受入れにより本邦法人又は本邦人に対して有する債務(その履行期限が百八十日をこえ、かつ、当該債務に係る債権につき輸出保険法(昭和二十五年法律第六十七号)第五条の二第二項に規定する輸出代金保険が引き受けられたものに限る)で、昭和四十五年一月一日以後にその履行期日が到来するものに関し、同國の中央銀行に対して日本輸出入銀行法第十八条第九号の規定による資金の貸付けを行なう場合には、その貸付金に係る債権については、同法第十九条の規定にかかわらず、利

息を徴しないことができる。

(特別勘定)

第四条 日本輸出入銀行は、前二条に規定する貸付金に係る債権の処理に関する業務に係る経理について、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定(以下「特別勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

第二条 日本輸出入銀行は、昭和四十二年十二月十二日から昭和四十四年十二月十日までの間に締結した契約に基づいてインドネシア共和国の中央銀行に対して貸し付けた日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)第十八条第九号の規定による貸付金に係る債権で、昭和四十五年一月一日以後にその償還又は支払の期日が到来するものにつき期限延長の措置を講ずる場合には、当該貸付金に係る債権については、同法第十九条の規定にかかわらず、その延長に係る期間に対応する利息を徴しないことができる。

(政府の貸付け)

第五条 政府は、日本輸出入銀行に対し、その特別勘定に係る業務に要する資金の財源に充てるため、予算で定めるところにより、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができる。

(政府の貸付け)

第六条 この法律に規定するもののはか、特別勘定の経理に関する事項その他この法律の実施に関する必要な事項は、大蔵省令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和四十五年四月に開催されたインドネシア債権国会議における合意に基づき、他の主要な債権国と協調して、インドネシア共和国の政府等の有する債務の履行の円滑化を図るため、同国の中央銀行に対する日本輸出入銀行の貸付金につき利息の特例を定めるとともに、これに伴う措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

相続税法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

死亡を伴わないものを除く。又は損害保険契約の保険事故偶然な事故に基因する保険事故で死亡を伴うものに限る。」を加え、「当該契約」を「これらの契約に、「当該保険事故」を「これらの保険事故」に改め、「取得した保険金」の下に「(当該損害保険契約の保険金については、政令で定めるものに限る。)」を加え、同条第一項中「生命保険契約」の下に「又は損害保険契約(傷害を保険事故とする損害保険契約で政令で定めるものに限る。)」を加え、同条第四項中「第一号」の下に「又は第二号」を加え、「同号に掲げる保険金」を「同条第一項第一号に掲げる保険金又は同項第二号に掲げる給与」に改め、「当該保険金」の下に「又は給与」を加え、「同号に掲げる保険金」を「同条第一項第一号に掲げる保険金又は同項第二号に掲げる給与」に改め、「当該保険金」の下に「又は給与」を加え、「同号に掲げる保険金」を「同条第一項第一号に掲げる保険金又は同項第二号に掲げる給与」に改め、「当該保険金」の下に「又は給与」を加える。

相続税法の一部を改正する法律

し、同項第二号の次に次の一号を加える。

四 条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関する実施する共済制度で政令で定めるものに基づいて支給される給付金を受ける権利

第十五条の二第一項中「十五年」を「十年」に、「二十万円」を「四十万円」に、「二百万円」を「四百万円」に改め、同条第三項中「十五年」を「十年」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

第二十一条の三第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関する実施する共済制度で政令で定めるものに基づいて支給される給付金を受ける権利

第二十一条の五第一項中「二十五年」を「二十年」に、「百六十万円」を「二百六十万円」に改め、同条第二項中「二十五年」を「二十年」に改め、同条第三項中「規定する申告書」の下に「(当該申告書に係る国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十八条第二項に規定する期限後申告書(以下「期限後申告書」という。)を含む。)」を加え、「第二十一条の五」を「同項」に、「記載をし、かつ、贈与者が」を「記載があり、かつ、同項の」に、「二十五年以上である配偶者」を「二十年以上」に、「を添附して、当該申告書を当該申告書の提出期限内に提出した」を「の添附がある」に改め、後段を削り、同条に次の二項を加える。

4 税務署長は、前項の申告書の提出がなかった場合又は同項の記載若しくは添附がない申告書の提出があつた場合においても、その提出がなかつたこと又はその記載若しくは添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるとときは、当該記載をした書類及び同項の大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができます。

第二十五条中「定期金給付契約」の下に「(生命保険契約を除く。)」を加える。

第二十七条第一項中「基礎控除額」の下に「及び遺産に係る配偶者控除額」を加え、「及び第十六条」を削り、同条第三項中「明細書」の下に「(第十五条の二第一項の規定の適用を受けようとする者に係る申告書については、同項の婚姻期間を証する書類その他の大蔵省令で定める書類を含む。)」を加え、同条第五項中「(昭和三十七年法律第六十六号)」を削る。

第三十条中「国税通則法第十八条第二項に規定する」及び「(以下「期限後申告書」という。)」を削る。

第三十八条第一項中「三万円」を「五万円」に、「十五万円」を「二十五万円」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一項及び第三項中「三万円」を「五万円」に改める。

第四十一条第二項第三号中「(証券投資信託法(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第一項に規定する証券投資信託をいう。以下同じ。)」を削る。

第四十九条中「二千万円」を「四千万円」に、「五千万円」を「一億円」に改める。

第五十九条第一項中「これらに準ずるもの」の下に「(以下本項において「営業所等」という。)」を加え、「生命保険金」を「生命保険契約の保険金」に、「の給付又は」を「(同条第一項第二号に掲げる給付をいう。以下本項において同じ。)」又は、「営業所、事務所等」を「営業所等」に、「額に達しない」を「額以下の」に改め、「保険会社」の下に「(共済事業を行なう者を含む。)」を加え、「に係する保険金を受取人別」を「(退職手当金等に該当するものを除く。)」に関する受取人別に、「第三条第一項第二号に規定する退職手当金等の給付」を「退職手当金等に」「の給付に關する」を「に關する」に改める。

6 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のよきに改正する。

新法第五十九条第一項の規定は、施行日以後に同項の規定に該当する事実が生じた場合について適用し、同日前に提出されたこれらの申告書については、なお従前の例による。

5 新法第五十九条第一項の規定は、施行日以後に同項の規定に該当する事実が生じた場合について適用し、同日前に当該事実が生じた場合については、なお従前の例による。

4 新法第四十九条の規定は、施行日以後に提出される相続税又は贈与税に係る申告書について適用し、同日前に提出されたこれらの申告書については、なお従前の例による。

3 新法第五条(損害保険契約に係る部分に限る。)の規定は、昭和四十六年四月一日(以下「施行日」という。)以後に締結する損害保険契約の保険金又は返還金その他これに準ずるものについて適用する。

2 附則 第二十九条第一項中「これらに準ずるもの」の下に「(以下本項において「営業所等」という。)」を加え、「生命保険金」を「生命保険契約の保険金」に、「の給付又は」を「(同条第一項第二号に掲げる給付をいう。以下本項において同じ。)」又は、「営業所、事務所等」を「営業所等」に、「額に達しない」を「額以下の」に改め、「保険会社」の下に「(共済事業を行なう者を含む。)」を加え、「に係する保険金を受取人別」を「(退職手当金等に該当するものを除く。)」に関する受取人別に、「第三条第一項第二号に規定する退職手当金等の給付」を「退職手当金等に」「の給付に關する」を「に關する」に改める。

1 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。

2 改正後の相続税法(以下「新法」という。)の規定は、別段の定めがあるものを除き、昭和四十六年一月一日以後に相続若しくは遺贈(贈与者の死

亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)又は贈与(贈与者の死亡)により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。)により取得した財産に係る相続税又は贈与税について適用し、同日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長毛利松平君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔毛利松平君登壇〕

○毛利松平君 ただいま議題となりました兩法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律案について申し上げます。

インドネシア共和国の对外債務の処理については、昨年四月の債權国會議において、無利子三十年償還という方式で債務を繰り延べることを骨子とする長期的債務救済の措置について合意を見たのでありますか、わが国としても、国際的經濟協力の一環として、この合意に基づく債務救済を実施することが必要となつたのであります。したがつて、今回の債務救済についても、主要な債權國と協調してインドネシア共和国の有する債務の履行の円滑化をはかるためには、同国の中央銀行に対する日本輸出入銀行の貸し付け金につき利息の特例を定めるとともに、これに伴う措置を講ずる必要があります。

本法案のおもなる内容を申し上げますと、まず、日本輸出入銀行が本件債務救済を実施する場合には、インドネシア共和国の中央銀行に対して、無利子で債権の繰り延べ及び貸し付けを行なうことができるなどといたしておられます。

次に、日本輸出入銀行は、本件債務救済の実施に関する業務について、これを一般の業務と区分するため、特別勘定を設けて經理するものといたしております。さらに、この特別勘定にかかる業務に要する資金の財源に充てるため、政府は日本輸出入銀行に対し、予算の定めるところにより、

無利子で資金の貸し付けができることとし、その他所要の規定の整備をはかつております。

本案につきましては、去る二月二十六日質疑を終了し、三月五日討論に付しましたところ、日本社会党、公明党、日本共产党を代表し、広瀬秀吉君より反対する旨の討論を行なわれました。

次いで、採決いたしましたところ、多數をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対しましては、日本輸出入銀行等政府機関を通ずる経済協力の実施に際し、受け入れ国の政治体制等により差別的に取り扱うことのないよう、特段の配慮を行なうこと、また、日本輸出

入銀行と海外経済協力基金との両者の業務分担を再検討すべきである旨の二項目について附帯決議が付されました。

次に、相続税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

最近における夫婦間の財産形成等の実情を考慮して、配偶者控除の引き上げを中心とする贈与税及び相続税の負担の軽減をはかるとともに、所要の規定の整備を行なおうとするものでありまして、おもな内容は次のとおりであります。

まず第一に、夫婦間で居住用不動産を贈与した場合の贈与税の配偶者控除は、現行では百六十万円となつておりますが、これを三百六十万円に引き上げることとしております。また、その適用要件について、現行では婚姻期間二十五年以上とされておりますが、これを二十年以上に改めることといたしております。

第二に、相続税の遺産にかかる配偶者控除は、現行では婚姻期間十五年をこえる一年につき二十万円、最高限度二百万円となつておりますが、これを婚姻期間十年をこえる一年につき四十万円、最高限度四百万円に改めることといたしております。

第三に、生命保険金の非課税限度は、現行では相続人一人当たり百万円とされておりますが、こ

れを百五十万円に、また死亡退職金も現行では相続人一人当たり五十万円とされておりますが、これを八十万円にそれぞれ引き上げることといたしました。

以上のはか、申告書の公示限度を引き上げる等、所要の規定の整備を行なうこととしておりました。

本案につきましては、去る三月五日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) これより採決に入ります。

まず、日程第八につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告とおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第九につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

た。

### 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(船田中君) 内閣提出、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案について、趣旨の説明を求めます。労働大臣野原正勝君。

〔國務大臣野原正勝君登壇〕

○國務大臣(野原正勝君) 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案につきまして、その趣

旨を御説明申し上げます。

わが国の雇用失業情勢は、昭和三十年代後半以後引き続く経済の高度成長に伴いまして著しく改善され、近年においては労働力不足基調へと変わつてまいりました。今後とも、経済はなお相当の成長を続けていくと予測されますので、多少の景気の変動があるとしましても、全体として労働力不足は一そら深刻化するものと思われます。しかしながら、その中でも年齢別、地域別に見ますとかなりの均衡が見られ、中高年齢者や雇用機会の乏しい地域の失業者につきましては、年々改善されてきてはおりますが、なお就職が必ずしも容易でないという状況が見受けられます。

このよきな状況の変化に対処するため、失業対策制度のあり方について根本的に検討することが必要であると考えましたので、昨年九月学識経験者を失業対策問題調査研究委員に委嘱いたしました。同年十二月、その結果が報告されましたので、それを参考として今後の失業対策制度に関する基本構想をまとめ、同月二十三日雇用審議会に諮問いたしました。

この基本構想におきましては、先に述べましたように雇用失業情勢の見通しを前提とし、中高年齢者が多年にわたる職業生活で得た知識と経験を生かすことが、中高年齢者自身にとっても、また、国民経済の観点から見ましても肝要なことであるとの考えに立ちまして、今後は、中高年齢者の雇用促進に重点を置き、これらの者が、従来の

よう失業対策事業に依存することなく、その能力を民間雇用において有効に發揮することができるようになるための特別の対策を講ずることとしておりました。

一方、現在失業対策事業に就労している者につきましては、従来の経緯等にかんがみ、当分の間失業対策事業を継続実施して、これに就労させることとしております。

第三に、雇用審議会におきましては、この基本構想につ

いて慎重な審議が行なわれ、去る二月十三日答申をいたしましたので、政府といたしましては、その御意見を尊重しつつ成案を固め、ことに中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案として提出した次第でございます。

次に、その内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、この法律は、中高年齢者等の就職がなお困難な雇用失業情勢にかんがみ、これらの者がその能力に適合した職業につくことを促進するための特別の措置を講することにより、その職業の安定をはかることを目的とするものであります。

第二に、中高年齢者の雇用を促進するため、その適職、労働能力の開発方法等の研究、求人者等に対する指導及び援助、職業紹介施設の整備等の措置を講ずるとともに、中高年齢者に適する職種について雇用率を設定し、これが達成されるよ

う、事業主に対しまして、雇い入れの要請、給付金及び融資についての特別の配慮を行なうなど、中高年齢者の雇用を奨励するための必要な諸施策を講ずることとしております。

第三に、就職の困難な中高年齢者等の就職を促進するため、求職手帳を発給し、その有効期間中就職活動を容易にし、また、生活の安定をはかるため、所要の手当を支給しつつ、就職指導、職業訓練、職場適応訓練等を実施することによって就職の促進をはかり、このような対策を講じた後においても就職が困難な者につきましては、必要に応じ手帳の有効期間を延長することとしております。

第四に、中高年齢者等につきましては、一般的には、以上の諸施策によって十分対処し得るものと考えますが、産業地域等雇用の機会の乏しい地域の中高年齢者等につきましては、手帳の通常の有効期間が終わってもなお就職が困難な者を考えますので、有効期間について特別の配慮を加えるほか、これらの者の雇用を促進するため、職業紹介、職業訓練等の実施、雇用機会の増大をはかるための措置等に関する計画を作成し、計画に

基づき必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ公共事業へ吸収されることとして、万全を期してある次第であります。

なお、雇用機会の増大をはかるための措置として、当該地域の発展により雇用の機会が増大するまでの間、臨時に雇用の機会を与えることを目的として、予算措置により特定地域開発就労事業を実施することとしております。

また、この法律案の附則におきましては、緊急失業対策法は、この法律の施行の際、現に失業対策事業に使用されている失業者についてのみ当分の間その効力を有するものとして、この場合においては、夏季または年末の臨時の賃金は支払わないとものとするとともに、関係法律について所要の整備をいたしております。

以上が中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の趣旨でござります。何とぞよろしくお願いいたします。

〔後藤俊男君登壇〕

○後藤俊男君 私は、日本社会党を代表いたしまして、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案について質問をいたします。

○議長(船田中君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。後藤俊男君。

代に入つたといわれております。しかし、現実にはなお多くの失業者が存在し、しかも、その大半は中高年齢者であつて、その就職は、依然として困難な情勢にあります。  
公共職業安定所の業務統計によりますと、五十歳以上の者の求職倍率は三ないし四倍になつており、しかも、求職者のうち安定所の紹介により就職する者の割合は、まことに低いのであります。しかも、雇用状態は、約六十万の完全失業者が存在するほか、三百五十近くの臨時・日雇い労働者が存在し、出稼ぎ農民は百万をこえるなど、構造的にきわめて不安定であります。  
このよう構造的原因に加えて、さらに、最近、家庭用電気器具、自動車、織維、産業機械などの産業部門において、米国の輸入規制や国内需要の停滞などのために生産調整が行なわれ、関連下請企業の倒産などもあって、産業界の一部では求人を大幅に減らし、一時帰休者を含め、離職者の数は急激に増加をいたしております。  
そして、このようなときに、まず離職させられるのは中高年齢者でありまして、中高年齢者は、一たび職を失うと、新しい職業ないしは職場に対する適応が困難であること、わが国の年功序列的賃金制度等いろいろの理由から、なかなか再就職ができないというのが現状であります。  
そこで、総理大臣にお尋ねいたします。

この十年間の経済成長にもかかわらず、雇用の不安定状態は依然として何ら改善されていない現状について、どう反省され、責任を感じておられなかつたのか。また、昨今の景気後退にどのように対処されるか。さらに、今後の経済をどのように見通しておられるか、明確なるお示しをいただきたいと思います。

現在の不況は雇用失業面にどのような影響を及ぼしているか。また、今後の経済見通しにあたって、失業者の発生をどのように見込んでおるか。

さらに、中高年齢者の雇用はどうなるかという点を明らかにいただきたいと思います。

また、雇用失業情勢の見通しの上に立つ雇用促進措置の強化とは別に、政策の本筋として、いかなる事態になつても失業者の生活だけは保障する

という失業保障制度は、欠かすことができないと考えておられるかどうか、労働大臣の所見をお伺いいたいたいと存じます。

次に、法案の内容について労働大臣に質問いたします。

現在、職業安定法により中高年齢者として就職促進の措置を受けられるのは、三十五歳以上の者となつております。本法案におきましては、中高年齢者を重点的対象にするといながら、現行の制度よりも対象の範囲を狭くして、四十五歳以上六十五歳未満の者にしようとしております。

現在のような雇用失業情勢にあつては、三十五歳ぐらいの者の就職は比較的の容易であるとの見通しで、特別な対策の対象者としてはその範囲をし

ばる反面、手厚くしていこうとの考えに基づくものと思われます。しかし、その下限を四十五歳とするには、さきに述べましたような雇用失業の現状分析から見まして疑問があるといわざるを得ないものであります。現在のような雇用失業情勢がいつまでも継続するという保証はないのでありますから、今後の雇用失業情勢の推移いかんによつては、四十五歳以上六十五歳未満という年齢の範囲では、対策として適切を欠くおそれなしとするのです。本来、失業は見通し困難であるがゆえに、失業保障制度が必要なのであります。私は、このような誤った考え方を根本的に改め、現実の失業情勢に対応し得る措置をすべきであると考えるのでございます。このことにつきましてどのようにお考えになつておるか、お伺いをいたしたいと存じます。(拍手)

ささらに、私がこの附則第二条について許せない

と考えますのは、これは雇用審議会の答申を無視

親切であり、不適切であると考えないわけにはま

りません。(拍手)なぜ一体、緊急失業対策の改正として提案しなかつたのであるか、お伺いいた

たいと存じます。

ささらに、私はこの附則第二条について許せない

と考えますのは、これは雇用審議会の答申を無視

している、しかも二点にわたつて無視をしておる

点であります。

最近、政府は、健康保険法に関する社会保謹制度審議会の答申をはじめとして、しばしば答申を無視しており、何のために審議会があるのかわからぬ状況になつてきております。国民は、審議会は政府の隠れみのにすぎないのかという強い疑問を抱くに至つております。(拍手)このようなく間に、この法案において、二点にわたつて雇用審議会の答申が無視されているということは、断じて許せないと存じます。

答申無視の第一点は、「当分の間」という文言で

あります。

雇用審議会は労働大臣の諮問にこたえて、「現在失業対策事業に就労している者で自立しえない者については、この事業に就労することによって維持されてきた程度の生活内容が、社会保障対策や高年令者の仕事に関する対策によつて充足されるようになるまでの間、引き続き就労できるようにすること」と答申をいたしております。また、中央職業安定審議会におきましても、「自立し得ない失対就労者については、社会保障制度の充実等によりその生活の安定が図られるまで、現行の資格要件で失業対策事業に就労させる」よう労働大臣に建議をいたしております。

政府は、失業対策事業は廃止をしないとか、失対就労者の生首は絶対に切ららないとかいつておりますが、当分の間、緊急失業対策法が効力を有するということは、当分の間が経過した後には、就労者を失対事業から追い出すことにほかならないのであります。しかも、この当分の間とは、三年であるとか五年であるとかいつてあります。現在の就労者が失対事業に固定化し、失対事業が定職と化していることについて国民の批判があることは、私も承知をいたしております。しかし、彼らがこのように固定化したについては、いろいろのいきさつがあるわけであります。また、政府が本来の雇用政策をしてなすべき責任を怠つたがためにこのような事態になったと、いふことは、否定のできない事実でございます。にもかかわらず、政府は、みずから責任をたなに上げて、就労者が年をとつてはかで動けなくなつてから、本来の趣旨に反するということでこの事業から追い出します。人道上から見ても絶対に許せないことだと思います。(拍手)労働大臣のお考えをお伺いいたしたいと存じます。

なお、この問題にも関連いたしますが、雇用審議会は、この法案に基づく施策の推進にあたっては、「労働市場における適応性の乏しい高年令者については、社会保障制度による給付の充実を図り、無理な就業の必要がないようにし、あわせて、希望に応じて負担の軽い仕事に従事し、生きがいをみいだすことのできるような機会をできるだけ用意することにつき、新たな対策の確立を急ぐべきである」と答申し、この旨を総理大臣に報告をいたしておるところでござります。

私も、生きがいのためならともかく、生活のために高齢者が無理に就業しなければならないということは、本人にとつてはもとより、社会にとても決して好ましいことではないと考えるのであります。生活のために無理に就業するという状況をなくするために、一日も早く老齢年金を充実させねばなりません。生活のためには、総理大臣及び厚生大臣からお答えをいただきたいと存じます。

答申無視の第二点は、失対労働者に対する夏季及び年末に支給される臨時の賃金の廃止の問題であります。

この臨時の賃金は、昭和二十七年の本院労働委員会の決議により支給が始まられまして、昭和三十八年の緊急失業対策法の改正によりまして、法律上の根拠が与えられたものであります。今日まで十九年の長きにわたるいきさつと実績を有しておるのであります。政府は、いままでその責任に物価高の今日、国民の中には、その日暮らしで、からうじて命をつないでおられる多くの皆さんがおいでになります。その皆さんに、その家族に、不安と動搖を与えないためにも、本法案のすみやかな撤回を強く要請いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕  
○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 後藤君にお答えいたします。

まず、雇用の不安定状態の責任について追及されましたが、私は、全体として見て、雇用の機会は拡大し、雇用失業情勢はかなりの改善を見ています。また、雇用形態で就業している人も、全体の就業率が始まるのでございます。これを撤回するつもりは全くありません。よろしく御審議のほどお願いをいたします。(拍手)

その他の点については、関係大臣からお答えいたします。

〔國務大臣内田常雄君登壇〕  
○國務大臣(内田常雄君) 私に対する後藤さんのお尋ねは、老齢年金の充実についての考え方でございまして、ただいま、大筋につきましては、総理大臣からお話をございましたとおりでございま

時の賃金があるからにはかならないと存じます。臨時賃金は、就労者の生活中に定着し、就労者は、これを前提として生活設計を立てておるのであります。これを廃止するということは、既得権の侵害であるのみならず、生存権を否認するものであります。雇用審議会の答申を無視してまでも後とも十分配慮してまいりますが、本日提案いたしました中高年齢者等の雇用促進法は、このためにも大きく寄与するものであり、皆さま方の積極的な御賛同を期待するものであります。

最後に、現在失対事業に就労している約十九万の就労者は、戦争によつて夫を奪われ、空腹によつて家族や家財を失い、あるいは外地から苦心惨憺として引き揚げてきた者、あるいは戦後の混乱期に職を失つた者、または差別扱いにより就職のできない人々、あるいは炭鉱離職者等が多く含まれておるのであります。これらの多くの人々は、国策の変更により生まれた人々であります。

このように、私は、一般的には雇用問題は改善されつつあると思いますが、その中で、一部になお不安定な雇用が残っていることも否定いたしません。雇用形態の改善や労働条件の向上には、今後とも十分配慮してまいりますが、本日提案いたしました中高年齢者等の雇用促進法は、このためにも大きく寄与するものであります。

次に、老齢年金の充実について御要望があります。

わが国の人口問題は、人口の高齢化現象に加えて、核家族化に伴う老人世帯の増加現象が顕著であります。生活のためには、一日も早く老齢年金を充実させるべきであると考えるわけでございます。この問題につきまして、総理大臣及び厚生大臣からお答えをいただきたいと存じます。

答申無視の第二点は、失対労働者に対する夏季及び年末に支給される臨時の賃金の廃止の問題であります。

この臨時の賃金は、昭和二十七年の本院労働委員会の決議により支給が始まられまして、昭和三十八年の緊急失業対策法の改正によりまして、法律上の根拠が与えられたものであります。今日まで十九年の長きにわたるいきさつと実績を有しておるのであります。政府は、いままでその責任に物価高の今日、国民の中には、その日暮らしで、からうじて命をつないでおられる多くの皆さんがおいでになります。その皆さんに、その家族に、不安と動搖を与えないためにも、本法案のすみやかな撤回を強く要請いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕  
○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 後藤君にお答えいたします。

まず、雇用の不安定状態の責任について追及されましたが、私は、全体として見て、雇用の機会は拡大し、雇用失業情勢はかなりの改善を見ています。また、雇用形態で就業している人も、全体の就業率が始まるのでございます。これを撤回するつもりは全くありません。よろしく御審議のほどお願いをいたします。(拍手)

その他の点については、関係大臣からお答えいたします。

〔國務大臣内田常雄君登壇〕  
○國務大臣(内田常雄君) 私に対する後藤さんのお尋ねは、老齢年金の充実についての考え方でございまして、ただいま、大筋につきましては、総理大臣からお話をございましたとおりでございま

ます。

御存じのように、十年前に国民年金ができまし

て、厚生年金等と並んで、わが国は国民皆保険の制度が確立をされましたけれども、先ほど総理も言及されましたけれども、わが国の老齢人口といふものが、西欧諸国に比べますと、現在のところはまだ半分ぐらいでありますこと、また、この年金制度ができましてからようやく十年たつたばかりであります。国民年金の拡出制の年金は、このような段階になりまして、未成熟の状況でござりますように、ことしから初めて国民年金は始まり、また、厚生年金でも、二千万人の加入者がありながら、現在ではまだ四十五万人ぐらいしかございません。しかし、これが昭和六十年には、五百万人以上の方が拡出制の年金を受けるといふ年金の問題といふものは大きな課題となることを見込みまして、いまのうちからできるだけこれを充実していく、こういう考え方で施策を進めています。

今国会におきましても、福祉年金の改善あるいは厚生年金等の改善等につきまして、法案を提出いたしておりますが、どうぞ私どもの施策を御理解をいただきたいと思うわけであります。

これを要するに、私どもは、老齢年金というものは、やはり老齢者の稼働能力が減耗するのを補てんするための老後の大きな社会福祉の施策であるといふ認識に立って事を進めておりますので、この上とも皆さまの方の御指導御協力をよろしくお願いを申し上げます。(拍手)

○國務大臣(野原正勝君) お答えいたします。

〔國務大臣野原正勝君登壇〕

増加などの影響があらわれておることは事実でございます。しかしながら、一方では、求人の水準は依然として高く、やや増加の傾向にあつた完全失業者も、昨年の十月をピークにいたしまして、増勢が鈍っています。このような状況から見まして、労働力需給の逼迫基調は変わってきませんで、景気のかげりによって一部の産業から離職者が発生しましても、他の部門における旺盛な労働力需要を背景に、円滑に再就職ができるような事情にあると思うであります。

政府としましては、景気停滞に対しましては、財政金融政策の機動的な運営に十分留意しているところでありまして、これによつて景気も漸次回復に向かいまして、雇用失業情勢が悪化するといふことはないと考えておりますが、今後ますます逼迫する労働力不足のもとにおきまして、なお失業者の発生が予想されますので、失業保険制度や職業訓練制度に加えまして、この法案に基づく対策を十分活用することによって、中高年齢失業者の再就職に万全を期してまいる考え方でござります。

次に、雇用失業の現状及び今後の見通しでございますが、中高年齢失業者に対する特別対策の対象を四十五歳以上の者に限つたことはどうかといふ御質問でございます。

労働市場における適応性を、一応年齢によつて判断することにしまして、その上限を六十五歳といふ考えでござります。

しかしながら、この点につきましては、雇用審議会の答申の趣旨を尊重いたしまして、その範囲は法律で固定化せずに、雇用失業情勢に弾力的に対応し得るよう、労働省令で定めることにいたしております。

劳働大臣からすでに御説明がありましたから、新たに特定地域開発就労事業を実施する等、その対策を強化する等の施策を講じることとしておりまして、これによつて中高年齢者等の対策は、従来の対策よりも一段と充実を見ることは間違ひございません。

また、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案は、今後発生する中高年齢失業者について、特別の対策を講じ、民間事業への再就職の促進をはかることにいたしますが、この結果、失業対策事業に依存する必要がなくなるという意味において、この法案の附則で緊急失業対策法の効力について規定することが適當であると考えます。現在の緊急失業対策が、当分の間効力を有する対策の充実によりまして、現在まで失業対策事業に就労しておりましたことによつて維持されたきたと同程度の生活が維持できるようになるまでの間、という意味でございまして、当分の間失業対策事業に就労し得ることにしたのですございまして、期限を切つて、緊急失業対策事業をやめるということは考えていないわけでござります。

最後に、臨時の賃金のことにつきまして御質問がございましたのでございますが、臨時の賃金につきましては、通常の屋外日雇い労働者にはあまり例がないわけでござります。内容的にいろいろと問題がないことをいいます。内規的にいろいろと問題がないこともありますので、夏季手当、年末の手当等は支給しないことにしたわけでございますが、しかしながら、臨時の賃金という制度を廃止するにしましても、従来の経緯もござりますが、就労者の

わっております。たとえば、新たに求職手帳制度

を設け、手帳の有効期間中に就職促進の措置を実

施することにしまして、これによつてなお就職が困難な者に対しましては、手帳の有効期間を延長して、引き続き就職促進の措置を実施することに

いたしまして、その生活に激変を与えないよう十分考慮いたしまして、適切な方策を講ずることに考へております。そのため必要な財源は、明年度の予算に盛り込んでおるわけでございまして、これは、今後十分に御審議を賜わりたい。

〔國務大臣佐藤一郎君登壇〕

以上をもつてお答えいたします。(拍手)

生活に影響を与えるといふことも少なくないのでござりますから、雇用審議会の答申の趣旨を尊重いたしまして、その生活に激変を与えないよう十分考慮いたしまして、適切な方策を講ずることに考へております。そのため必要な財源は、明年度の予算に盛り込んでおるわけでございまして、これは、今後十分に御審議を賜わりたい。

○國務大臣(佐藤一郎君) 景気の鎮静化に伴いまして、それが雇用にどういう影響があるか、また特に、中高年齢層に対してもそれがどういう影響を持つか、こういう点の御質問であつたように思われます。

労働大臣からすでに御説明がありましたから、重複を避けて申し上げたいと思しますが、御存じのよう、今回の景気鎮静化が予想外に急速にまいりましたが、同時に、政府といたしましても、この引き締め解除を、従来から見ますと非常に迅速に手を打ちました。そういうことで、目下金融面におきましても、銀行の貸し出しが非常にふえております。もつとも、現在まだうしろ向きの融資が多いのですが、徐々に在庫の調整も進みまして、そうして前向きの融資が次第にふえております。

また、御存じのよう、財政につきましては、補正予算あるいはまた財政投融資を三回追加投資する、こういふようなことで、彈力的に景気に応する姿勢を政府は示しております。そうしたよ

うなことをいいます。調整の主たる時期といたしまして、今後次第に在庫調整が進むに従い、設備投資についても回復の動きが見えてくるもの、こういうふうに考えられます。そういうことで、年度の後半には徐々に景気の回復がもたらされる、そして、政府の見通しである一〇・一%の安定成長の軌道に乗ることができる、こういうふうな見通しを立てております。

そこで、今回の不況の雇用への影響でございますが、御存じのように、四十五年の二月に、求人倍率が一・四八といわゆるピークに達しまして、その後この求人倍率の増加といふものはストップになりました。景気の鎮静化とともに、本年の一月には、これが一・二八と下がってまいりました。五十七万人といわれております。そういふことで、二、三万人ふえることがあるかもしれません。これは四十六年度に入りますと、徐々に、景気の回復とともにまた回復をしてまいり、こういふふうに見込んでおります。そういうことで、四十五年、四十六年は大体強含みの横ばい、こういう情勢に考えられるのであります。

その中で中高年齢層でございますが、これは御存じのよう、高度成長下における労力需要供給の逼迫を反映いたしまして、昭和四十年以降、求人が求職を上回る年齢層が、だんだん男も女もともに高齢になってきております。現在のところ男五十歳、女四十歳までは求人のほうが求職を上回っております。今後、先ほど申し上げました持続的な経済成長、この軌道に乗ることによりまして、逐次またこの年齢が高まってまいり、いすれにしましても、労力需要の逼迫というものは、依然として非常に強らございます。むしろ今後の経済成長のネックになると、いわれておるくらいでござりますから、大勢的に、長期的にこの労力需要の逼迫といふものは、緩和する見込みはございません。ただ御指摘のように、マクロとミクロの差があるわけござりますから、そういう意味で中高年齢層のいわゆる就職につきましては、その積極的な活用を、できるだけ政策的に推進しなければならない、こういうふうに考えております。(拍手)

○議長(船田中君) 大橋敏雄君。

[大橋敏雄君登壇]

○大橋敏雄君 私は、公明党を代表いたしまして、ただいま提案されております中高年齢者等の

雇用の促進に関する特別措置法案について質問をいたしたいと思います。

先ほど、後藤議員の質問に対します労働大臣の答弁は、きわめて皮相的であり、納得いくものではございませんでした。私がさらに質問申し上げますので、どうか質問の内容をよく聞かれまして、一つ一つ適切に答弁をお願いしたいわけでございます。

しょせん労働政策の目標は、常に労働者の権利を守り、その生活の安定と福祉の向上を目指し、強化、促進されるべきものであると思うのであります。

わが国は、昭和三十年代に、世界でも類を見ない経済成長を達成いたしましたが、それは、豊富で安い労働力が大きな役割を果たしてきたからであります。しかし、この高度成長に伴い、労働力過剰経済から、不足経済へと移行したといわれております。そして、労働力の需要も、年齢により、地域によって、きわめて大きなアンバランスを生じておるのです。すなわち、深刻な人手不足といわれておりますのは、主として若年層であります。中高年齢層につきましては、求人と求職の状況から見ましても、五十六歳以上は六、九倍という求職倍率となっております。この数字が示しますように、中高年齢者の就職は、きわめて困難な状況にあります。さらに、わが国の完全失業者は、いまだに約六十万人にも及んでいる現状にあるのであります。

そこで、私は、総理並びに労働大臣にお伺いしたいのですが、本法案を提出されるにあたって、わが国の経済及び雇用失業情勢が、今後どのようになると見通されておられるのか、この点までお伺いしたいのであります。

私は、本法案の意図が、アンバランスな労働問題の現状を根本的に改善し、改革しようといふのであるならば、その趣旨に異論はないのであります。ただし、残念ながら、本法案における対策は、四十五歳以上六十五歳未満の者にその対象者の範囲

を限定していることがあります。これについて、私はどうしても納得いたしかねるのであります。

さきにも述べましたように、雇用失業の実態からの答弁は、きわめて皮相的であり、納得いくものではありません。不況産業といえば、その典型は石炭産業であります。エネルギー革命による消費定することとはたしてよいといえるのかどうか、はなはだ疑問と思うからであります。労働大臣から、この点について明確なる御答弁を承りたいところであります。

次に、お伺いしたいことは、将来の見通しもさることながら、当面の問題についてであります。

わが国の経済は、一昨年九月以来の金融引き締めの影響が徐々に浸透し、また、米国の輸入規制や公害問題なども反映して、景気は鎮静化し、一部にはかけられ現象が見られるのであります。たとえば、昨年の十一月の数字によれば、一昨年同月に比べて、鉱工業生産指数の伸びは、一割をわずか上回る程度に落ち込んでおります。今後の生産の動向を示す機械受注額も、前年同月に比べまして二割近くも減少しておるのです。反面、生産者製品の在庫指数は増大しており、また雇用面から見ましても、完全失業者は二割余りも増加しております。失業保険の関係から見ましても、離職票の提出件数は上昇し、これに応じて、新規求職者も増大しておるのであります。これに反して、新規求人数は一割近くも減少し、その結果、四十五年度に入つて下り始めました求人倍率は、一そろの低下を示しているのであります。

私は、日本経済の進展とともに、すべての労働者が健康にして快適な生活を営み、生きがいのある仕事につくことによって、初めて将来の日本の繁栄が期待されるものと確信するものであります。

そこで、総理にお伺いしたいことは、失業者が健康にして快適な生活を営み、生きがいのある仕事につくことによって、初めて将来の日本の繁栄が期待されるものと確信するものであります。

私は、本法案の意図が、アンバランスな労働問題の現状を根本的に改善し、改革しようといふのであるならば、その趣旨に異論はないのであります。ただし、残念ながら、本法案における対策は、四十五歳以上六十五歳未満の者にその対象者の範囲

次に、労働大臣にお伺いいたします。

先ほど述べましたように、一部の産業においては、景気の鎮静化のために、かなりの離職者が発生しております。不況産業といえば、その典型は石炭産業であります。エネルギー革命による消費減に加えて、最近公害問題もからんで、幾つかの山が閉山を余儀なくされております。この四月末には、代表的な大手の常磐炭礦磐城礦業所が閉山、五千名近くの労働者が解雇されるとのことであります。また九州の日本炭礦若松礦業所も、二千五百余名の解雇が申し渡され、これをめぐつて、現に労使間の紛争が生じているところであります。

さえ再就職は困難であります。その上、中高年齢者が中高年齢者であることと、多年にわたる地下労働のため、他産業への適応性に乏しく、ただでさえ再就職は困難であります。その上、中高年齢者ともなれば、なお一そらの困難が予想されるのであります。このような大量の離職者に対する、政

府はいかなる対策を講じようとお考えになつておられるのか、つまびらかにお伺いしたいのであります。

次に、基地関係の離職問題であります。

近く、横須賀、三沢等で、基地の縮小に伴い、六千人近くの労働者が解雇されると聞いております。基地設置以来今日まで従業してきたこの基地労働者は、そのほとんどがまた中高年齢に達している人々であろうと思われるであります。これら特定地域に集中して発生する失業者は、いわばは特に防衛庁長官、そして労働大臣に、その所信と具体的な対策をお伺いするものであります。

次に、本法案の内容について質問いたします。本法案の一つの柱は、新たな失業者等につい

て、求職帳制度を新設して、所要の手当を支給

しながら、就職指導あるいは職業訓練を実施し

て、民間への就職を促進するという内容であると思うのですが、この手帳には有効期間が設けられています。問題は、はたしてその期間内に全員が就職できるかどうか、はなはだ疑問でなりません。東京や大阪など大都市ならば、有効期間内にある程度就職できるかもわからんが、産炭地域などでは、たとえ労働の意思と能力があります。確かに本法案においても、このような特定地域については、特別の配慮が加えられることがあります。確かに本法案においても、このよろしい特定地域については、特別の配慮が加えられることがあります。確かに本法案においても、このよろしい特定地域については、特別の配慮が加えられることがあります。確かに本法案においても、このよろしい特定地域については、特別の配慮が加えられることがあります。確かに本法案においても、このよろしい特定地域については、特別の配慮が加えられることがあります。確かに本法案においても、このよろしい特定地域については、特別の配慮が加えられることがあります。確かに本法案においても、このよろしい特定地域については、特別の配慮が加えられることがあります。確かに本法案においても、このよろしい特定地域については、特別の配慮が加えられることがあります。確かに本法案においても、このよろしい特定地域については、特別の配慮が加えられることがあります。

あなたは、この手帳の有効期間内になお就職できないから人々について、一体どのような措置で救済されるお考えなのか、具体的に御答弁をお願いしたいのであります。

次に、本法案の附則についてですが、この附則の条項は、失対関係者にとってきわめて重大な問題が提起されているのであります。すなわち、附則第一条には、緊急失対法は、現在失業対策事業に就労している者にのみ、しかも当分の間に限ってその効力を有するとなります。これは、今後新たに発生する失業者は、失対事業には入れませんということです。わが国の失対制度の中で、いわば最終的な受けざらとも思われるこの失対事業に、今後新たに就労させないといふことは、まことに重大問題であると思うのであります。

そこでお伺いいたしますが、現在の失対労務者の平均年齢は、五十八歳にも達しておるのであります。その就労者の大部分が、他に生活の道が得られないままに今日まで失対事業に依存せざるを得なかつた氣の毒な人々であります。このよろしい高齢者につきまして、むしろ社会保障へ移行させて教育すべきではないかという意見も、一部には

あつたようであります。しかし、いまだ不十分な社会保障への移行は、かえて所得の低下を招くことになり、大きな課題をはらんでおります。したがいまして、社会保障制度が整備充実されるまでは、高齢者といえども、現状のまま失対就労者として存続させるべきであると私は強く主張するものであります。

雇用審議会の答申にも、「この事業に就労する」とによつて維持されてきた程度の生活内容が、社会保険対策や高年令者の仕事に関する対策によつて充足されるようになるまでの間、引き続き労働できるようになります」と指摘しているとおりであります。にもかかわらず、本法案において、失対事業は「当分の間」としたことについて、まさに納得できないところであります。労働大臣は、この審議会の答申をどのように理解しておられるのか。また、「当分の間」とは、一体どの程度の期間を考えておられるのか、具体的に責任ある答弁を承りたいのであります。

次に、附則第二条に、夏季または年末に臨時に支給されている賃金というものは、緊急失対法の規定にかかわらず、支払わないものとすると規定しておりますが、これまできわめて深刻な問題であります。私は、この夏季及び年末のいわゆるボーナスといふものは、就労者の生活の安定に多大の貢献をしてきたのみならず、就労者の生活慣習の中に深く根をおろしていると思うのであります。雇用審議会の答申の中にも、臨時に支給されている賃金については、「これまでの経過、期末手当の社会的慣行等に留意する必要がある」と述べております。にもかかわらず、これを突然廃止するなどとは、既得権の重大な侵害となるのみならず、就労者の生活に激変を与え、最低生活の維持

最後に、総理並びに労働大臣に、本法案の再考を強く要求いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。（拍手）

○内閣総理大臣佐藤榮作君登壇

お尋ねの点は、広範かつ基本的な問題でありますだけに、簡単に答えるのはまことに困難であります。ですが、要点のみでお答えしたいと考えます。ただ、失業の問題であります。これは長期的に見ても短期的に見て、大きな深刻な問題とはならないものと考えます。私は失業によって充足されるようになるまでの間、引き続き労働できるようになります」と指摘しているとおりであります。にもかかわらず、本法案において、失対事業は「当分の間」としたことについて、まさに納得できないところであります。労働大臣は、この審議会の答申をどのように理解しておられるのか。また、「当分の間」とは、一体どの程度の期間を考えておられるのか、具体的に責任ある答弁を承りたいのであります。

このように、失業の問題であります。私は失業の維持ということであります。新経済社会発展計画におきましては、これを具体的に、昭和五十年度まで年平均一〇・六%程度の経済成長率を目指として掲げていますが、この数値に言えども、しばしば申し上げるように、安定的成長率を目標として掲げていますが、この数値は、経済成長の物価に及ぼす影響、資源の制約あるいは労働力需給の制約などを十分考慮したものであります。

このような経済の安定的成長のもとに置いても、労働力需要は依然として高水準に推移してまいりますが、労働力の供給は、過去における出生率の低下の影響、あるいは労働時間の短縮傾向などを反映して、増勢の鈍化が見込まれます。特に今後注目すべきは、この供給力の鈍化に加えて、高年齢化及び高学歴化など、供給内容の変化が進むことになります。わが国の労働人口の高齢化のテンポはきわめて急速で、欧米諸国でも高齢化の激しい英國やフランスなどの状態に近づきつつあります。五十年代前半には、労働力人口増加の中心は、中高年層に移行する見込みであります。

かっていくことが必要であると考えます。特に、中高年齢層の産業間、地域間の移動や、再訓練などによる適応性の強化は必要不可欠であり、本日提案した中高年齢者等雇用促進法は、こういう意味におきまして、今後の労働問題の重要な一翼を担うものと期待するものであります。

○内閣総理大臣野原正勝君登壇

私は、以上のような労働情勢のもとに、着実な産業、企業の省力化、合理化が重要であると考えます。これが労働問題として見れば、これまで若年層の優先雇用を中心として組み立てられてきました。

私は、以上のような労働情勢のもとに、着実な産業、企業の省力化、合理化が重要であると考えます。これが労働問題として見れば、これまで若年層の優先雇用を中心として組み立てられてきました。

かっていくことが必要であると考えます。特に、中高年齢層の産業間、地域間の移動や、再訓練などによる適応性の強化は必要不可欠であり、本日提案した中高年齢者等雇用促進法は、こういう意味におきまして、今後の労働問題の重要な一翼を担うものと期待するものであります。

○國務大臣野原正勝君登壇

労働力の需給見通しやその他につきましては、総理が詳しく述べになりましたので、私は省略させていただきます。

中高年齢者の範囲を、四十五歳以上六十五歳未満とすることにつきましては、その範囲を法律で固定をしませんが、雇用失業情勢に弹性的に對

処できるように、労働省令で定めることにしておるのであります。実は三十五歳という年齢は、いま現在にしてみれば、中高年齢とは言いづらい、実は非常に求人が多いのでございまして、そういう点で、むしろ四十五歳ぐらいがいいのではないかといふ議論がございます。これは労働省令でございました。

次に、具体的な問題として、常磐炭礦や日本炭礦の若松炭礦所などでの閉山に伴う離職者の問題が出ておりましたが、これにつきましては、会社側と労働組合側それぞれの協力をお願いしまして、事前に離職者の求職動向の把握をつとめるとともに、関係市町村とも密接な連携を保ちまして、必要に応じて、現地に就職対策本部あるいは臨時職業相談所を設けまして、さらに、山元協力員の適確な配置と職業訓練の実施をはかるなど、再就職の援護措置を整えまして、できるだけの協力をいたしたいと考えております。

また、米軍の基地につきまして、駐留軍の関係者が大量に離職されるという情報を伺いまして、まさに心を痛めておりますが、横須賀であるとか三沢であるとかいう地帶では、非常に深刻な問題でございます。これにつきましては、かねがねやつておりますけれども、中央駐留軍関係離職者等対策協議会におきまして、駐留軍関係離職者対策の大綱の決定を行ないまして、対策に万全を期しておりますのであります。これについて、労働省としましても、今後この決定の趣旨に沿いまして、関係各省庁の対策をあわせまして、早期に離職者の再就職に關注する意向を把握しまして、職業指導、職業紹介の充実、職業訓練の拡充等に一そなうの努力を払つております。

なお、離職者の行なう事業の育成、官公庁等における離職者の採用等につきましても、側面から援助を行なう方針でございます。離職者の再就職の促進には万全を期してまいりたいと考えておるわけでございます。また、この法案につきましてのいろいろな御意

見、御質問でございましたが、中高年齢者が民間の常用雇用に就職することを促進するために、雇用率の設定をいたす考へでござります。中高年齢者の雇用率の設定というふうな問題、それから、雇用奨励制度の充実、手当を支給しながら就職促進の措置を実施するなど、求職手帳制度の新設、産業地域等特定地域の対策の強化を行ないまして、総合的かつ効果的に講ずることとしております。

これらの対策によりまして、今後の中高年齢者の雇用失業問題に十分に対処できるものと考えております。求職手帳の有効期間でござりますが、これは手帳の一応の期間は考へておりますが、その期間内において十分にその効果を發揮できない場合が相当あると思います。したがいまして、この有効期間は延長ができることにしております。これは今後の情勢を見ながら、できるだけ長期の延長を実現できるよう努めたいと考えております。

なおまた、緊急失対事業の打ち切りといふこととが盛んに問題になるわけでございますが、必ずしもこれは緊急失対の打ち切りではないわけでございまして、「当分の間」というのがちょっと問題になつたということでございますが、これは実は、以後の新しいいろいろな社会保障制度であるとか、あるいは雇用失業対策、いろいろな措置が講ぜられ、従来以上に生活が安定して、この失対事業に従事しておつたときよりもむしろそのほうがかえつて生活が安定できるという時期までは、実際は、今までの失対事業を継続していくくということとございまして、「当分の間」とはござりますが、期限は限つてないわけでございます。いずれにしても、できるだけ早く社会保障制度が拡充強化されることが望ましいわけでございます。そしてまた、そのうちに日本経済が発展すれば、必ず雇用の機会は増大するであろう。現にそういう状況でござりますので、そういう状況を見合わせながら、できるだけひとつ弾力的に考えていきたいと考えておるわけでございまして、御指摘の点は

十分に考えておるつもりでございます。  
【西田八郎君登壇】  
○議長(船田中君) 西田八郎君。  
西田八郎君 私は、ただいま趣旨説明のあります中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案について、民社党を代表して、若干の意見を申し述べ、総理並びに閣僚各大臣に質問をいたしたいと存じます。

まず質問の第一点といたしまして、経済の見通

(拍手)

【西田八郎君登壇】

○議長(船田中君) 西田八郎君。

政府は、本国会においてしばしば述べてこられたように、本年の経済基調を安定成長に置き、世上にいわれております経済のかげり現象に對して手当を全部やめてしまふのだといふことを考へておるわけではございませんが、そのやり方の方法等につきましては、また御審議をいただきたい。

以上をあわまして御答弁といたします。(拍手)  
【国務大臣(中曾根康弘君登壇)  
○國務大臣(中曾根康弘君登壇)  
に、日米安保協議委員会を通じまして、米軍から、八千四百名の離職者を出すということ、これを三月から六月の間に実行したいという希望の表明がありました。

当方といたしましては、各省とも協議をいたしました、たゞいま労働大臣その他が申されたような政策を推進中でござりますが、特に、当方といなたしましては、米軍に對して、この削減の数を減らすということ、それから離職の時期を延期するということ、離職する人々に對して基地内相互で再雇用の機会を与えること、このことにいま全力を尽くしております。

なお、府県等とも連絡をとりまして、再就職、職業訓練等にいまつとめております。

なお、四十六年度予算といたしましては、特別給付金の増額、施設内職業訓練の強化、離職者対策センターに対する助成の増額等をはかつておりました。その後とも、誠心誠意努力するつもりであります。この法案につきましてのいろいろな御意

をしてこられた人たちであります。それらの人たちは、科学技術の進歩の中で、企業の新しい技術の導入や体質改善の名のもとに行なわれている合理化の犠牲となつて、言い知れない絶望感、挫折感に打ちひしがれて、どうとい人生の半生を暗い影を背負つて歩かなければならぬということは、あまりにもみじめな姿であります。まさに悲劇そのものであります。一体、この責任はどこにあるのであります。私は、その責任は、政府及びこの間の政権担当者である総理、あなたにあります。私は、その責任は、政府及び経済成長が年々高度成長をなしてきた六〇年代の後半に、すでにその徵候はあらわれていたのであります。したがつて、政府は、そのときすでにその抜本策を確立し、積極的にこれと取り組むべきであつたのであります。ところが、総理、あなたは、世評にもいわれているように、対策は持つておられても政策は持つておられません。本問題についても、今日、中高年齢者の求職者数が求人を大きく上回るまで放置されてこられたではありませんか。この空白期間はきわめて大きいものがあります。これに対して、総理並びに労働大臣は、その無策に対する責任をどのように感じておられるのか、お答えをいただきたいと存じます。

質問の第三点は、この法案では中高年齢者の雇用を促進するため特別の措置を講ずるとしながらも、その施策においては抜本策と見られるものが何一つ見当たりません。わずかに予算措置として就職支援金と企業に対する雇用奨励金が引き上げられようとしているにすぎません。そもそも政府の雇用政策全般を見ますときに、その中心は单なる職業紹介の業務のみで、新しい技術に対応するための措置、能力に適した職種、職場の開発、労働環境の整備など、進展する産業技術に必要と思われる積極的な対応策はほとんど見られないのです。むしろ企業がこれを行ない、企業のその対策、なんなく求人対策にそれを依存し、ただ政府の対策は職業紹介のたまご回しにすぎま

せん。これでは貴重な労働力の有効活用はおろか、適正な労働力の配置もできないであります。それのみか、現行の雇用対策も職業安定法も、また職業訓練法も、完全に守られていないとのことです。私は、その責任は、政府及びこの間の政権担当者である総理、あなたにあるのであります。私は、その責任は、政府及び

には、わが国独特の賃金制度といわれる年功序列型の賃金体系と定年制があります。そして、これが中高年齢者を職場から締め出す大きな要因ともなっていることは、政府もすでにこれを認めておられるところであります。そして若年労働力の不足、中高年労働者の過剰という矛盾を引き起こしているのであります。

私がここでお伺いいたしたいことは、これらの雇用安定、労働力の適正配置などに対する政府の基本的な施策について、労働大臣はどのような方針を持っておられるのか、また、それをどのような具体的には達成できるのか、こういった点について具体的にお伺いをいたしたいわけであります。

次に、質問の第四点といたしまして、本法案は、中高年齢者の雇用の促進に関する特別措置法となつておりますが、中身はまさに失対法の形骸化であり、肩がわりであるといわざるを得ません。今日、なお十九万になんなんとする失対労働者がおり、加えて炭鉱の閉山、公害企業の転換、織維、家電、食器産業など、対米輸出の規制や関税一般協定による特恵供与などから余儀なくされる業種の転換、企業の縮小などは、今後ますます中高年労働者を職場から締め出し、失業に追い込まれることは必定であるといわなければなりません。

本法案が、はたしてそれら予想される失業者も含めた中高年者の雇用を促進し、職業安定の機能を発揮し得られるのかどうか、労働大臣にその具体的な方針をお伺いいたしたいと存じます。

次に私がお伺いいたしたいことは、今度の措置で、失対法は事実上効力を失い、現実にその適用を受けている人たちのみが対象とされることになると存じます。現在、その就労者の四六・

六%はこの事業に十四年以上の長きにわたって就労している人たちであり、また四四・一%は六十歳以上の高齢者であります。これらの人々に共通することは御承知のことろであります。このように、すでに失対事業に固定化され、高齢化された人たちの今後のことを考えますとき、おれたちの今後は一体どうなるんだとおもつておられるところであります。それを、本法案においては、いう実情ではありませんか。加えて、中高年齢者には、わが国独特の賃金制度といわれる年功序列型の賃金体系と定年制があります。そして、これが中高年齢者を職場から締め出す大きな要因ともなっていることは、政府もすでにこれを認めておられるところであります。そして若年労働力の不足、中高年労働者の過剰という矛盾を引き起こしているのであります。

私がここでお伺いいたしたいことは、これらの雇用安定、労働力の適正配置などに対する政府の基本的な施策について、労働大臣はどのようないくつかの理由によるものか。大部分の労働者がこの臨時の賃金の収入をもつてようやく生きています。これを暫定的に扱い、当分の間の措置としては、いろいろことは、これら失対に残留する人たちにとって、きわめてきびしいものであるといわなければなりません。(拍手)もともと、失業対策のための事業と中高年齢者の雇用を促進する事業とは、分離して考えるべきものであると存じます。が、総理はこれについてどう考えられますか。

また、失対事業が今日のようにして世の人たちのきびしい批判を受けるような状態になつたことに對し、政府はその原因が失対事業に就労する労働者に失対事業がこのよくな状態になつたのは、一にかかりて政府並びに公共団体のこの事業に対するずさんな作業管理、労務管理に起因するところが大きいかからであります。政府は、これらの、現実に失対に就労することによりようやく生活をささえ、しかも、文字どおり最低の生活をやつと維持している人たちに對して、どのように対処しているか、労働大臣の所信をお伺いいたしたいと存じます。

次に、質問の第六であります。雇用審議会の答申では、今後の対策として、失対事業就労者の給与と、社会保障の充実があげられています。すなわち、給与、特に臨時の賃金に触れて、「臨時の賃金については、これまでの経過、期末手当の社会的慣行等に留意する必要がある。しかし、現在の運営には問題があるので、就労者の生活に激

変を与えない範囲において、支給条件等の改善について検討を加えること」と述べられておりま。しかし、支払わなくてよいとはいわれていません。それを、本法案においては、その附則で、「支払わない」と明記されましたのは、一体いかなる理由によるものか。大部分の労働者がこの臨時の賃金の収入をもつてようやく生きています。これを暫定的に扱い、当分の間の措置のやりくりをしている実態を見ましたときに、いかにも残酷そのものであると憤慨せざる得ません。(拍手)

さらに答申では、就労者の高齢化現象をとらえ、「労働市場における適応性の乏しい高年令者については、社会保障制度による給付の充実を図り、」云々とあります。ところが、今日のわが国は、高齢者に対する社会保障関係、福祉対策には、生活面からも、また医療面からも、ほとんど見るべきものがあります。先日厚生大臣は、今後の高齢者対策について積極的に取り組む姿勢であることを表明されましたが、これとてもはたして来る年度に間に合るもののかどうか、怪しいものといわざるを得ません。一休政宗は、これら高齢者に対する社会保障制度並びに福祉対策をどのように高齢者対策について積極的に取り組む姿勢であることを表明されましたが、これとてもはたして来る方針なのか、この際、総理並びに厚生大臣から具体的にお伺いをいたしたいと存じます。

最後に、これは民主主義政治の根幹にも触れる問題ですが、政府は、本法案の提出に先立つて、雇用審議会に諮問され、その答申を受けた過程で、答申の趣旨が二点にわたつて無視または曲げられているということであります。健康保険法の一部を改正する法律案もそうであります。が、政府のこれら審議会の答申の扱いについての態度には、大きな疑問を抱かざるを得ません。

審議会は、国の重要な施策について、主権者である国民の意思を政治に反映させるために、国会の審議を経てそれぞの法のもとに設置されるものであります。しかも、その委員になっておられる方々は、政府みずからが推薦し、委嘱された

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案の趣旨説明に対する西田八郎君の質疑

三九

方々であります。それらの方々の貴重な御意見が集約されて提出されてくるのがこれらの答申であります。もちろん中には意見のまとまらないものもあって、統一した見解の出ない場合もあります。しかし、今度の答申のように一致した見解が表明されたときは、すなおにこれを聞き入れるのが民主主義政治の常道であると考えます。(拍手)ところが、法案の中ではこの答申がすなおに取り入れられていません。政府の立法、特に行政に取り組む姿勢に対し、きわめて遺憾とするばかりでなく、委員の方々に対しても失礼ではありませんか。このようなことがたび重なることは、ゆゆしき問題であるといわざるを得ません。

ます。(拍手)

〔内閣總理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣總理大臣（佐藤榮作君）　西田君にお答えいたします。

また、高齢者に対する社会保障の充実について  
は、四十六年度予算においても年金制度の充実、  
生活保護の改善等の施策を進めていきるところであります。

【國務大臣野原正勝君登壇】

○国務大臣（野原正勝君） お答えいたします。  
最近の景気の停滞に伴いまして求人の減少、求

り組む姿勢に対し、きわめて遺憾とするはカリト  
なく、委員の方々に対しても失礼ではあります  
か。このようなことがたび重なることは、ゆゆ  
き問題であるといわざるを得ません。

西田君の言われるようすに、失業事業を形骸化することを意図したものではありません。ただ、緊急失対法は、終戦後の失業が多発した経済の混乱期において制定されたものであって、労働力不足の現在の経済情勢に即さないものとなつたからみがありますので、この際、現在の失対事業の就労者についてのみ当分の間継続適用することとしたものであります。こういう意味で、この法案は時代の進展に即応した合理的な改革であると私は考えております。

で、これによつて、とがく政府の頭痛の種であつた失対法の効力を失わしめようとするものであり、すなわち、ただ一条の条文によつて多くの人たちの生活を根底からくつがえし他の法律を形骸化するようなことは、断じて許さるべきではありません。口に人間尊重、豊かな生活を唱えられる总理並びに全閣僚がかかる政治姿勢である限り、国民生活の将来もまた危ぶまれてなりません。これが佐藤内閣の正体であると断じても過言ではありますまい。(意見はこゝに付して置く) 七月二日

いる。こういうような御意見でお尋ねがございま  
したが、審議会の答申についての一般的考え方  
は、過日公電並当去る四月二日(ノ)に示し  
ま

以上、私は七つの項目について質問をいたしましたが、ひとり私のみならず、本法案の審議に重大な関心を寄せられております国民の皆さん、わかつて中高年齢労働者の皆さんに対し納得ができたよう、総理並びに閣僚大臣の親切かつ明確なる御答弁をお願いをいたしまして、私の質問を終り

お詫せが不覚を許してお承り下さい。雇用審議会の  
答申の趣旨は十分尊重しております。

中高年齢者は少しでも豊富な知識や経験があるわけでございますから、その豊富な経験、

にも移っていく場合には、現在よりもっととい  
い、安定した職業に従事できる、満足した生活が

できるような形が望ましいわけでございます。そういうことを考えるときにおいて、依然としてこの失対事業といふ形の行き方はどうであろうかということございまして、益々暮れのお手当等につきまして、形は変わりますけれども、とにかく実際の所得の激減があつて生活に困るというふうな事態になりましてははなはだ困りますので、何らかの方法でこれも考えたいというわけでございます。

先ほど西田さんからお話をございました、わが国の経済の発展に貢献されました多数の失対従事者の方々の御努力に対しましては、高く評価をしております。なお一そく、これからわが国の経済、社会の発展に伴いまして、町は一そく美化をする必要がございます。また、清掃事業も当然必要でございます。そうした、あまり人が喜ばないようだけれども、しかし、実際は大事な仕事がたくさん残つておるはずでございます。そういうふたことには、むしろこれらの高齢者の方々にも御参加をいただきまして、わが国の経済の発展に十分に誇りを持つてやつていただきよろしく感謝されるような存在、喜ばれるような存在にいたしたいものだと考えております。どうぞよろしくお願ひします。

(拍手)

〔国務大臣内田常雄君登壇〕

○国務大臣(内田常雄君) 社会保障施策の充実といふことは、政府の重要な施策として推進しているところでありまして、四十六年度の予算におきましても、年金制度の改善や、また、きめこまかな老人福祉施策の充実をはかつておるところでございます。特に老齢者対策は、先刻も申し述べましたように、今後の大きな国民的課題であると考えますので、引き続きこれを重点的に取り上げまして、幅広く、かつ多方面にわたつて実施をいたしてまいる所存でございます。

できるような形が望ましいわけでございます。そういうことを考えるときにおいて、依然としてこの失対事業といふ形の行き方はどうであろうかといたしまして、益々暮れのお手当等につきまして、形は変わりますけれども、とにかく実際の所得の激減があつて生活に困るというふうな事態になりましてははなはだ困りますので、何らかの方法でこれも考えたいというわけでございます。

先ほど西田さんからお話をございました、わが国の経済の発展に貢献されました多数の失対従事者の方々の御努力に対しましては、高く評価をしております。なお一そく、これからわが国の経済、社会の発展に伴いまして、町は一そく美化をする必要がございます。また、清掃事業も当然必要でございます。そうした、あまり人が喜ばないようだけれども、しかし、実際は大事な仕事がたくさん残つておるはずでございます。そういうふたことには、むしろこれらの高齢者の方々にも御参加をいただきまして、わが国の経済の発展に十分に誇りを持つてやつていただきよろしく感謝されるような存在、喜ばれるような存在にいたしたいものだと考えております。どうぞよろしくお願ひします。

(拍手)

〔国務大臣内田常雄君登壇〕

○議長(船田中君) 田代文久君。

〔田代文久君登壇〕

○田代文久君 現在、いわゆる高度成長政策の中では、失業あるいは就職問題、特に中高年齢者に対するこれらの方々の就職並びに失業問題は、重大なる社会問題となりつてゐるのであります。私は、日本共産党を代表して、ただいま趣旨説明のありました中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案につきまして、総理並びに労働大臣に質問いたします。

以上、お答え申し上げます。(拍手)

〔国務大臣佐藤一郎君登壇〕

○国務大臣(佐藤一郎君) 景気の鎮静化が雇用に及ぼす影響と、特に中高年齢層の就業の問題についての御質問であります。すでに總理、労働大臣から相当御説明がありましたから、ごく簡単に御答弁申し上げます。

昨秋來の景気の鎮静化に伴いまして、労働力の需給には確かに一時的な伸び悩みがございまして。しかし、失業率一%前後という労働力需給の逼迫という基本事情には、依然として変わりがございません。全体としては求人が依然として求職を上回つておる。ただし、供給が必要を上回つておる年齢層のあることも確かでございます。ただし、それも次第に年齢層が限られてくる傾向にござります。景気もようやくただいま底をつけつつあるようない情勢でございまして、今後年度半ばから次第に成長の回復が見込まれます。今後の経済成長を考えてみますと、労働力需給の逼迫はますます強まります。そして、若年労働力の不足とも相ましまして、今後の中高年齢層に対する需要は急速に拡大していくものと見込んでおります。今後、中高年齢層の再訓練、職業転換の助成、地域的対策等、有効ないわゆる積極的な対策につとめることによりまして、十分この問題を乗り切つていくことができる、こう思つております。(拍手)

本質的に本法案は、まさに失対制度廃止法案ともいふべきものであります。

本来、緊急失業対策法は、その目的、定義等に明記されており、失業対策事業及び公共事業にできるだけ多數の失業者を吸収し、その生活の安定をはかること、そのためには國のみずから、または國庫の補助により地方公共団体が実施する事業として、失対事業を國の責任において実施すべきことを明確に義務づけておるのであります。この法律が昭和二十四年に制定されてこの方、その賃金が著しく低く、就労日数が少なく、労働条件が劣悪であるなどの問題があるにもかかわらず、戦争犠牲者や、あるいは企業整備、石炭産業の合理化など、自民党政府の国策のもとで首を切られた多くの人々が、労働者としての自覚と团结によってその生活を維持してきておるのであります。しかるに、現在の状況のもとで失業者が一そく増大し、その対策の強化、改善の必要を迫られました。これに緊急失業対策法の精神を踏みにじり、政府が果たすべき義務と責任を放棄しないままに緊急失業対策法の精神を踏みにじり、政府が果たすべき義務と責任を放棄しません。

第二条において、現行の失業対策事業を残すのは、失対事業の適用を受けないこと、また、現に失対事業に就労しておる十九万人に余る労働者は、おそらく早かれ失対事業から排除されることとなるのであります。これは失対労働者に対する臨時賃金の支払い停止の規定と相まって、この法案が、中高年齢者の雇用の促進どころか、失対事業制度そのものをなくして廃止しようとするものであります。したがつて、本質的に本法案は、まさに失対制度廃止法案ともいふべきものであります。

佐藤總理は、口を開けば高度経済成長を誇示されますけれども、これをささへ、生み出したるものは、ほかならぬ勤労国民の労働にあることは言ふまでもありません。ところが大企業は、安い賃金で青少年労働者を使って、膨大なる利潤を確保し、高度成長を遂げる一方、五十五歳定年制度を導入し、省力化を進めるなど、企業の成長に貢献してきた中高年齢者を遠慮せぬ解雇しておるのです。

したがつて、労働力不足といわれる今日でも中高年齢者の失業は拡大し、就職希望者は激増いたしております。政府の統計によれば、現在五十六歳以上の求職者に対し、求人はわずか五分の二、特に九州地方では、十六人の求職者に対し、求人はわずか一人しかありません。こうした人々が全国に八百万人もおるのであります。さらに、わが国には六十万人になんなんとする完全失業者がおり、大企業における帰休制、臨時工パートタイマーなどの解雇、相次ぐ石炭企業の閉山による大量解雇、基地労働者の失業不安、下請

昭和四十六年三月九日 衆議院会議録第十五号

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案の趣旨説明に対する田代文久君の質疑

三九一

企業の倒産、解雇は日を追つて増大するなど、現在の雇用失業問題は一そり深刻な社会問題となつておるのであります。

しかるに、この法案によりますと、政府は、企業に対しては、中高年齢者の雇用について指導、助言、要請を規定するだけであつて、企業がこれに応じない場合、わざかに求人申し込みを拒否するとか、若干の特別給付を行なおうとしているだけであります。これでは企業が中高年齢者を雇用する何らの保証もないではありませんか。

他方、失対事業に就労することのできない労働者は、職業安定所の指示による就職だけがただ一つの道となり、これに応じなければ求職手帳を取り上げられてしまう。そういうおそれがあるのです。こうして中高年齢者の賃金その他の労働条件は一そり引き下げられることも必定となります。年をとつて家族をかかえ、転職も容易でない中高年齢労働者に対する政府の施策とは、一体こんな無責任なものであつていいのかどうか。中高年齢者の就職促進につきましては、すでに職業安定法、緊急失対法、雇用対策法などの多くの法規に明記され、政府の果たすべき義務が規定されております。にもかかわらず、いままで政府は何ら有効な具体策をとらず、事態は少しも改善されておることは申されません。總理並びに労働大臣は、この点についてどのように反省し、責任をとられるのであるか。また、雇用の促進をうたう一方で失対法を廃止するなどといふ本法案のもので、今後どのようにして中高年齢者の就職と生活を保障されようとするのか、その方策をいまここで具体的に国民の前に明示していただきたい。この点明確な答弁を求めるものであります。

第三の問題は、失対事業の積極的な活用と制度の改善、拡充についてであります。

政府は、失対事業についていわれのない中傷を行ない、失対事業廃止を合理化しようとしておりませんけれども、失対事業は、創設以来今日まで、重要な役割りを果たしておることは御承知のとおりであります。

おりであります。この制度が、失業者の就職と生

あります。

最後に、わが党は、失対制度について、次のこ

とを実現するよう強く主張いたします。  
（拍手）

公共事業すなわち道路の建設、補修、河川改修、植林、砂防、清掃事業など、地域住民の生活環境の改善のため、積極的な役割りを果たしておるの

であります。

今日、国と地方公共団体の行なう公共事業の範

囲はますますふえ、失対事業労働者が貢献する事業分野は拡大こそすれ、いささかも縮小することはありません。

また、現行の失対事業は、制度として、健康で働く能力を持ち、仕事を求める高齢者約八百万人に仕事を保障する役割りを果たしておるのであります。であればこそ、全国で二百以上の地方自治体議会が、失対事業と高齢者就労事業の存続と拡充を決議し、佐藤自民党政府にこれを陳情、要請しておるではありませんか。

一般労働者の水準に合わせ、労働条件を改善すること。

第四、就労事業につき、不當に低い所得で制限せず、労働の権利を保障すること。

第五、さきに述べましたように、高齢失業者等の就労事業を、失対法に定めておるとおりに実施し、高齢者にふさわしい仕事を与えること。

第六、地方自治体の自主的な事業計画、運営を認め、事業費単価を引き上げること。

第七、退職金制度を確立し、いわゆる期限つき支度金などによる不当な追い出し政策をやめること。

以上、失対制度の改善とあり方について、各項目につき、總理並びに労働大臣の明確なる所見を求め、私の質問を終ります。（拍手）

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣（佐藤榮作君） 田代君にお答えいたします。

なんだから、いまから審議を願う段階で撤回などおかしいのだといふようなお話をありましたけれども、このよくな反人民的な法案を、政府が非を認めて、すぐ撤回することこそ、責任ある態度といわなければなりません。同時に、現行緊急失業対策法の存続、拡充、なかなか高齢失業者等就労事業の実施を強く求めるものでありますけれども、佐藤總理並びに労働大臣の見解を伺うもので

おりであります。この制度が、失業者の就職と生

とを実現するよう強く主張いたします。  
（拍手）

第一、緊急失対法の効力を、現在、失対事業に就労する者だけではなく、新たに発生する失業者を引き続き就労させ、この制度への出入りを自由にすること。

第二、この事業の実施に関し、期限をつけるべきではないこと。

第三、臨時手当の支給を存続させるとともに、一般労働者の水準に合わせ、労働条件を改善する

こと。

第四、就労事業につき、不當に低い所得で制限せず、労働の権利を保障すること。

第五、さきに述べましたように、高齢失業者等の就労事業を、失対法に定めておるとおりに実施し、高齢者にふさわしい仕事を与えること。

第六、地方自治体の自主的な事業計画、運営を認め、事業費単価を引き上げること。

第七、退職金制度を確立し、いわゆる期限つき支度金などによる不当な追い出し政策をやめること。

以上、失対制度の改善とあり方について、各項目につき、總理並びに労働大臣の明確なる所見を求め、私の質問を終ります。（拍手）

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣（佐藤榮作君） 田代君にお答えいたします。

○國務大臣（野原正勝君） 総理からすでにお答えをいたしたとおりであります。この際明らかにしておきたいと思いますことは、田代さんのいろいろな項目にわたつての御意見等がございましたが、この席でお答えすればいいのでござりますが、この席でお答えすればいいのでござりますが、これは委員会のほうでお答え申し上げたいと思います。

そこで、この法案は中高年齢者の雇用を促進するための特別の措置を講じて行なうものでござりますので、今後新たに発生する失業者につきましては、失対事業に就労させるようなどではなく、民間の雇用においてその能力を十分に發揮していくたゞく、こうしたことでござりますので、残念ながら、無制限に失対に入れるということは考えていないわけでございます。

現在の失対の方々に対しましては、これを打ち

<p>切るのだと、やめるのだといふいろいろな方面のお話もございましたが、それは考えていないわけございません。社会保障制度といい、あるいは今日の日本経済の発展に伴いましていろんな情勢の変化があらわれてまいりますが、やはり働く人は大事でございます。その方々が十分に働いていただいて、りっぱな仕事をしていただけば、おのずから生活が安定する、よくなる、待遇もよくなるという形にいたしたいのでございます。その制度の中で失対事業というものが、はなはだどうも前近代的な制度であるといふ御批判もございまして、この辺で改めたらどうかといふのがわれわれの真意でございます。(拍手)決して多数の失対の方々を苦しめることを考えているわけじゃございませんので、むしろその方々にも、安心して喜んでもらえるような結果を考えておるわけでございます。(拍手)</p> <p>いろんな問題がございましたが、この点は法案御審議の際に、委員会におきまして、十分田代さんにお答え申し上げたい。本日はこの程度で……。(拍手)</p> <p>○議長(船田中君) これにて質疑は終了いたしました。</p>											
出席國務大臣	内閣総理大臣	佐藤 築作君	國務大臣	佐藤 一郎君	建設大臣	根本龍太郎君	山本 幸二君	内閣委員	辞任	補欠	補欠
厚生大臣	法務大臣	植木庚子郎君	國務大臣	中曾根康弘君	労働大臣	西田 信一君	小川新一郎君	堀田 政孝君	三宅 正一君	松平 忠久君	地崎宇三郎君
通産大臣	文部大臣	坂田 道太君	大臣	常雄君	農林水産委員	椎名悦三郎君	田中 正巳君	前田 正男君	和田 一郎君	和田 政孝君	堀田 政孝君
労働大臣	大臣	喜一君	大臣	正勝君	商工委員	芳賀 貢君	塙崎 潤君	塙崎 潤君	塙崎 潤君	吉田 実君	吉田 実君
野原 正勝君	土井たか子君	前田 正男君	安井 吉典君	前田 正男君	運輸委員	中澤 茂一君	和田 春生君	和田 春生君	和田 武彦君	和田 武彦君	和田 武彦君
出席國務大臣	内閣総理大臣	佐藤 築作君	國務大臣	佐藤 一郎君	予算委員	佐々木良作君	佐々木良作君	佐々木良作君	佐々木良作君	佐々木良作君	佐々木良作君
厚生大臣	法務大臣	植木庚子郎君	大臣	常雄君	辭任	前田 正男君					
通産大臣	文部大臣	坂田 道太君	大臣	正勝君	辭任	坂田 泉介君					
労働大臣	大臣	喜一君	大臣	正勝君	辭任	稻村佐近四郎君	稻村佐近四郎君	稻村佐近四郎君	稻村佐近四郎君	稻村佐近四郎君	稻村佐近四郎君
野原 正勝君	土井たか子君	前田 正男君	安井 吉典君	前田 正男君	辭任	別川悠紀夫君	相沢 武彦君				
出席國務大臣	内閣総理大臣	佐藤 築作君	國務大臣	佐藤 一郎君	辭任	竹本 孫一君					
厚生大臣	法務大臣	植木庚子郎君	大臣	常雄君	辭任	土井たか子君	和田 一郎君				
通産大臣	文部大臣	坂田 道太君	大臣	正勝君	補欠	相沢 武彦君					
労働大臣	大臣	喜一君	大臣	正勝君	補欠	美濃 政市君	山本 幸一君				
野原 正勝君	土井たか子君	前田 正男君	安井 吉典君	前田 正男君	補欠	芳賀 貢君					
出席國務大臣	内閣総理大臣	佐藤 築作君	國務大臣	佐藤 一郎君	決算委員	佐々木良作君	佐々木良作君	佐々木良作君	佐々木良作君	佐々木良作君	佐々木良作君
厚生大臣	法務大臣	植木庚子郎君	大臣	常雄君	辭任	和田 一郎君					
通産大臣	文部大臣	坂田 道太君	大臣	正勝君	補欠	中澤 茂一君	塙崎 潤君				
労働大臣	大臣	喜一君	大臣	正勝君	補欠	神田 博君	堀田 政孝君				
野原 正勝君	土井たか子君	前田 正男君	安井 吉典君	前田 正男君	補欠	堀田 政孝君					
出席國務大臣	内閣総理大臣	佐藤 築作君	國務大臣	佐藤 一郎君	決算委員	吉田 実君					
厚生大臣	法務大臣	植木庚子郎君	大臣	常雄君	辭任	地崎宇三郎君	塙崎 潤君				
通産大臣	文部大臣	坂田 道太君	大臣	正勝君	補欠	山口 敏夫君	堀田 政孝君				
労働大臣	大臣	喜一君	大臣	正勝君	補欠	山口 敏夫君	堀田 政孝君				
野原 正勝君	土井たか子君	前田 正男君	安井 吉典君	前田 正男君	補欠	山口 敏夫君	堀田 政孝君				



## (議案付託)

一、去る二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)

内閣委員会 付託

一、去る二日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

災害共済法案(塙出啓典君外一名提出、参法第五号)(予)

災害対策特別委員会 付託

一、去る二日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

視能訓練士法案(内閣提出第七六号)(予)

社会労働委員会 付託

一、去る二日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

母子保健法の一部を改正する法律案(柏原ヤス君外一名提出、参法第六号)(予)

社会労働委員会 付託

一、去る三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

民事訴訟費用等に関する法律案(内閣提出第七九号)

刑事訴訟費用等に関する法律案(内閣提出第八〇号)

民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行法案(内閣提出第八一号)

以上三件 法務委員会 付託

一、去る三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

九号) 大学基本法案(鈴木一君外三名提出、衆法第一〇号)

文教委員会 付託

一、去る三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

八号) 大学基本法案(鈴木一君外三名提出、衆法第一一〇号)

文教委員会 付託

一、去る三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

七号) 情報処理振興委員会設置法案(塙出啓典君外一名提出、参法第九号)(予)

小規模企業助成法案(上林繁次郎君外一名提出、参法第一〇号)(予)

民法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三号)

以上三件 商工委員会 付託

## (下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号))

以上三件 法務委員会 付託

一、去る四日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

母子保健法の一部を改正する法律案(柏原ヤス君外一名提出、参法第六号)(予)

社会労働委員会 付託

一、去る五日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

児童生徒急増地域等に係る小学校及び中学校の施設の整備に関する特別措置法案(松永忠二君外一名提出、参法第七号)(予)

文教委員会 付託

一、去る六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

大学基本法案(鈴木一君外三名提出)

一、去る六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

九号) 大学基本法案(鈴木一君外三名提出、衆法第一〇号)

文教委員会 付託

一、去る六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

八号) 大学基本法案(鈴木一君外三名提出、衆法第一一〇号)

文教委員会 付託

一、去る六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

七号) 情報処理振興委員会設置法案(塙出啓典君外一名提出、参法第九号)(予)

小規模企業助成法案(上林繁次郎君外一名提出、参法第一〇号)(予)

民法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三号)

## (議案送付)

一、去る一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案)

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法案

一、去る二日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

母子保健法の一部を改正する法律案(柏原ヤス君外一名提出、参法第六号)(予)

社会労働委員会 付託

一、去る二日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

児童生徒急増地域等に係る小学校及び中学校の施設の整備に関する特別措置法案(松永忠二君外一名提出、参法第七号)(予)

文教委員会 付託

一、去る二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

大学基本法案(鈴木一君外三名提出)

一、去る二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

九号) 大学基本法案(鈴木一君外三名提出、衆法第一〇号)

文教委員会 付託

一、去る二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

八号) 大学基本法案(鈴木一君外三名提出、衆法第一一〇号)

文教委員会 付託

一、去る二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

七号) 情報処理振興委員会設置法案(塙出啓典君外一名提出、参法第九号)(予)

小規模企業助成法案(上林繁次郎君外一名提出、参法第一〇号)(予)

民法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三号)

以上三件 商工委員会 付託

## (議案付託)

に伴う油漏事件の頻発の事実にかんがみ、更に環境問題に対する世界的な認識の高まりを背景としつつ、海洋汚染防止の強化の必要性が強く感じられるに至った。このような情勢下で、政府間海事協議機関においてこの条約の改正について検討が行なわれた結果、一九六九年十月開催された同機関の第六回総会においてこの改正を採択した。

本改正是、タンカー及びその他の船舶が、特定海域において油又は油性混合物の排出を原則として禁止している現行条約を改正し、一定の厳しい条件を満たす場合以外はいかなる海域においても油又は油性混合物の排出を禁止すること及び船舶が備えつけなければならない油記録簿の内容を現行条約より一層詳細な様式に定めている。

なお、本改正是、千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約第十六条(4)の規定に従い、締約政府の三分の二以上が受諾した日の後十二箇月で、すべての締約政府について効力を生ずることになつている。

よつて政府は、本改正の受諾について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

世界的主要海運国の一であるわが国として、本改正を受諾することは、海洋環境を保全し、及びそのための国際協力を推進する見地から、大型化及びその船腹量の増大と、それ

ら適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十六年三月二日

衆議院議長 船田 中殿  
外務委員長 田中 築一

衆議院議長 船田 中殿  
外務委員長 田中 築一

と協議をすること、沿岸国がとる措置は、実際に被つた損害と釣合いを失してはならず、かつ目的を達成するために、旗国、第三国又は関係者（法人を含む。）の権利及び利益を必要以上に害してはならないこと、締約国は、この条約の規定に反する措置をとり、他の者に損害を与えた場合には、その損害のうち、目的達成の限度をこえた措置によつて生じた部分につき、補償しなければならないこと、沿岸国がとつた措置並びに補償及びその額に関する締約国間の紛争は、別段の合意がない限り、附属書に定める手続に従い、調停又は仲裁に付託すること及びこの条約の附属書において調停及び仲裁の手続等について規定している。

### 一 本件の要旨及び目的

最近頻発しているタンカー等の事故の結果として油による汚染の危険に対処するため、政府間海事協議機関の主権により一九六九年十一月二十七日において「海洋の汚染損害に関する国際法律会議」が開催され、わが国を含む四十八箇国が参加して審議を行なつた結果、本条約は同年十一月二十九日採択され、わが国は昭和四十五年十二月十五日署名を行なつた。

本条約は、沿岸国が海難の結果としての油による海洋の汚染から自国民の利益を保護することを目的とするもので締約国は、船舶が海上で事故を起した結果、油による海洋の汚染又は汚染のおそれから生ずる重大かつ急迫した危険から自国の沿岸又は関係利益を保護するため公海上で必要な措置をとることができること、その措置をとる場合には、事前に関係国及び専門家

認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十六年三月二日

衆議院議長 船田 中殿  
外務委員長 田中 築一

を増加するとともに、原料物質生産国及び技術援助提供国として指定する理事国の項は削除し、総会が選出する理事国の数を増加することとしている。また、地理的配分の見地から公平とともに総会選出理事国の数の地域別割当を定めている。

国際原子力機関憲章第六条の改正の要諾について承認を求める件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的  
国際原子力機関憲章は、原子力の平和利用を促進、援助すると同時に、この援助が軍事目的に転用されないよう抑制することを目的としているもので、本憲章は、昭和三十二年七月二十九日わが国について効力を生じている。

国際原子力機関は、一九六八年以來新加盟国及び原子力に関する技術の先進加盟国（以下「最先進加盟国」という。）の増加等により、変化した国際社会の現状を理事会に公平かつ適切に反映させるため、その構成を改めることにつき検討を重ねていた。その結果、一九七〇年九月二十八日機関の第十四回国際会議において、憲章第六条の改正が採択された。

### 二 本件の議決理由

本改正は、国際原子力機関における理事国としてわが国の地位の安定及び向上のために望ましいと認め、本件は、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十六年三月二日

衆議院議長 船田 中殿  
外務委員長 田中 築一

国立学校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

### 一 議案の要旨及び目的

本条約を締結することは、わが国の沿岸海域における油濁事故の際のわが国の利益の保護に役立つのみならず、わが国が世界有数のタンカー保有国たる事實にかんがみ国際協力増進の見地からも妥当な措置であると認め、本件は承

- 1 小樽商科大学及び島根大学に大学院を新設すること。
- 2 九州大学に九州大学医療技術短期大学部を併設すること。
- 3 京都大学附置の工学研究所の名称及び目的を改めること。
- 4 仙台、詫問及び熊本の三国立電波工業高等専門学校を新設すること。
- 5 富山、鳥羽、広島、大島及び弓削の五国立商船高等学校を廃止し、これに伴う所要の経過措置を講ずること。
- 6 国立大学の共同利用の研究所として高エネルギー物理学研究所を新設すること。
- 7 その他関係法律の規定を整備すること。
- 8 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行すること。

## 二 議案の可決理由

学術研究の進展を図り、医療及び電波系技術者の養成等の社会的要請にこたえるため、国立学校の拡充整備を行なうことは、時宜に適するものであると認め、本案は、別紙のとおりの附帯決議を附して原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

## 三 本案施行に要する経費

昭和四十六年度文部省所管国立学校特別会計予算に、十六億八千百五十三万三千円が計上されている。

右報告する。

昭和四十六年三月三日 文教委員長 八木 徹雄

〔別紙〕

国立学校設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、高エネルギー物理学研究所の運営については、学術研究の自由を阻害しないようじゅうぶんの留意を要する。

ことに人事については所長の意見を尊重し、研究者が学術研究に専念できるよう配慮すべきである。

また、今後この種の直轄研究所の重要性は益々増大すると考えられるのでこの種研究所における研究公務員の待遇については、その職務と責任の特殊性にふさわしいものとするよう、さらに検討を行なうべきである。

8 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行すること。

また、今後この種の直轄研究所の重要性は益々増大すると考えられるのでこの種研究所における研究公務員の待遇については、その職務と責任の特殊性にふさわしいものとするよう、さらに検討を行なうべきである。

1 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

国と地方公共団体との負担割合の特例を定めるところもに関係法律の改正をするものとする。

5 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行すること。

1 議案の要旨及び目的

本案は、最近における交通事故の発生の状況にかんがみ、緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、新たに昭和四十六年度を初年度とする特定交通安全施設等整備事業五箇年計画等を作成し、総合的な計画のもとに交通

安全施設等整備事業を実施することとするとともに、交通安全施設等整備事業の範囲を拡大する等を目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 昭和四十四年度以降三箇年間において実施すべきものとされている交通安全施設等整備事業に関する計画を改訂し、新たに昭和四十六年度以降五箇年間において実施すべき計画を作成するものとする。

2 都道府県公安委員会が行なう交通安全施設等整備事業として、新たに交通管制センターの設置に関する事業を加えるものとする。

3 都道府県ごとに、都道府県公安委員会と道路管理者とが、協議して総合交通安全施設等整備事業に関する計画を作成するものとする。

4 北海道の区域内の道路管理者が行なう交通安全施設等整備事業に要する費用について、國と地方公共団体との負担割合の特例を定めることによる関係法律の改正をするものとする。

5 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行すること。

1 議案の可決理由

本案は、最近における交通事故の発生状況にかんがみ、道路における交通事故の防止をはかるため、妥当な措置と認め、原案のとおりこれを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

## 三 本案施行に要する経費

昭和四十六年度一般会計予算(總理府所管警察厅) 都道府県警察費補助中三十億円、昭和四十六年度特別会計予算(道路整備特別会計)中、国が施行する交通安全施設等整備事業費百二十七億二千万円、地方公共団体が施行する同費の補助百五億四千万円、計二百六十二億六千万円が計上されている。

右報告する。

〔別紙〕

交通安全対策特別委員長 伊藤卯四郎  
衆議院議長 船田 中殿

昭和四十六年三月四日

交通安全管理等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたっては、次の点について必要な措置を講すべきである。

地方単独交通安全施設等整備事業に要する費用については、地方公共団体の財政を圧迫しないよう、所要の財政措置について十分配慮すること。

右決議する。

旧執達規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

### 一 議案の要旨及び目的

本案は、一般の公務員の恩給の年額の増額に伴い、執行官の恩給の年額についても、一般的公務員の恩給の年額の増額の例に準じてこれを増額することとし、今後、一般の公務員の恩給の年額が改定された場合、これにならつて執行官の恩給の年額も別段の措置を講ずることなく当然に改定されることにしようとするものである。

なお、本法は、本年十月一日から施行する。

### 二 議案の可決理由

今回の一般の公務員の恩給の年額の改定に伴い、一部の退職執行官の恩給についてこれに準じて増額する必要が生じたので、本案は、執行官の恩給の年額について、一般の公務員の恩給の年額の増額の例に準じて増額することとし、今後、一般の公務員の恩給の年額が改定された場合これにならつて別段の措置を講ずることなく当然に改定されることにしようとするものであり、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

### 三 本案施行に要する経費

昭和四十六年度総理府関係予算に六千円を計上している。

右報告する。

昭和四十六年三月五日

法務委員長 高橋 英吉

衆議院議長 舟田 中殿

### 特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書

### 一 議案の要旨及び目的

本案は、特定電子工業及び特定機械工業について、生産技術の向上及び生産の合理化を促進することにより、その振興を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与し、あわせて国民生活の向上に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 高度化計画の策定公表

主務大臣は、次の事業(特定電子工業及び特定機械工業)について、高度化計画を定め、公表しなければならない。

#### (1) 電子工業のうち、生産技術に関する試験研究、工業生産の開始又は生産の合理化を特に促進する必要がある電子機器で政令で定めるものを製造する事業

研究、工業生産の開始又は生産の合理化を特に促進する必要がある電子機器で政令で定めるものを製造する事業

#### (2) 機械工業のうち、危害の防止、生活環境の保全、省力化等の事業活動の方式の改善又は機械工業の基盤の強化に資するため、生産技術に関する試験研究又は生産の合理化を特に促進する必要がある機械で政令で定めるものを製造する事業

高度化計画には、機械に電子計算機その他

の電子機器を組み合わせることによる自動制御化その他の機械の性能の向上の促進について、特に配慮が払われていなければならぬ。

### 3 共同行為の実施に関する指示

主務大臣は、高度化計画に定める合理化目標を達成するため特に必要があると認めるときは、特定電子工業又は特定機械工業を営む者に対し、規格の制限等について共同行為を実施すべきことを指示することができる。

### 4 規格制限命令

主務大臣は、規格の制限に係る共同行為の指示のみでは高度化計画に定める合理化の目標を達成することが著しく困難である場合において、特に必要と認めるときは、その電子工業又は機械工業を営む者に対し、規格の制限を実施すべきことを命ずることができる。

### 6 資金の確保及び課税の特例

政府は、高度化計画に定める所要の資金について、その確保又は融通のあつせんに努めるものとする。

### 7 審議会への諮問

機械工業審議会及び電子情報処理振興審議会を改組して、電子・機械工業審議会を設置し、機種指定の政令の立案、高度化計画の策定、共同行為の実施に関する指示及び命令並びに勧告をする際には、主務大臣は諮問しなければならない。

### 8 主務大臣

本法で主務大臣は、特定電子工業については通商産業大臣とし、特定機械工業について

生ずるおそれがあると認めるときは、その大規模な事業の開始又は拡大をしようとする者に對し、事業の共同化等に参加し、又はその

計画を変更すべきことを勧告することができ

は当該機械の生産を所管する大臣とする。

9 施行期日及び有効期間

本法は、昭和四十六年四月一日から施行し、昭和五十三年三月三十日限り、その効力を失う。

二 議案の可決理由

本案は、電子工業及び機械工業の生産技術の向上及び生産の合理化を計画的に推進して、その振興を図り、もつて国民経済の健全な発展と国民生活の向上に資するための措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおりの附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十六年度一般会計予算において、法律施行費八百万円、審議会費二百八十万円、公害安全対策機械開発費及調査費三百万円及び重要技術研究開発費補助金二十億円（特定電子工業及び特定機械工業に対する補助も含む）が計上されており、また、昭和四十六年度財政投融資計画において、特定電子工業及び特定機械工業に対する設備資金貸付百六十億円及び長期運転資金貸付三十億円が予定されている。

右報告する。

昭和四十六年三月五日

商工委員長 八田 貞義

一 議案の要旨及び目的

特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、その運用が事業活動の公正な競争を制限することとなるよう、常に留意するとともに、特に次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一 資本自由化の進展に対応して、本法の積極的

活用等により、電子工業及び機械工業の技術開

発力の強化及び生産の合理化を一層促進するとともに、外資進出に伴う混乱防止措置を講ずる等外資対策に遺憾なきを期すること。

二 高度化計画の実施にあたっては、中堅・中小

企業の体質の強化について重点的に配慮し、そ

れに必要な資金の拡充に努めること。

三 電子・機械工業審議会において公正な審議が

行なわれるよう、委員の人選、部会の構成、会議の運営等について十分配慮すること。

日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特

例等に関する法律案（内閣提出）に関する報

合

告書

主要な債権国と協調して、インドネシア共和国の政府等の有する債務の履行の円滑化を図るため、次により、同國の中央銀行に対する日本輸入銀行の貸付金につき利息の特例を設けることともに、これに伴う所要の措置を定めることとするものである。

2 本邦から設備等の輸入又は技術の受入れをしたことによりインドネシア共和国の政府等が本邦の法人等に對して有する債務をしたことによりインドネシア共和国の政

府等が本邦の法人等に對して有する債務（昭和四十一年七月一日前に効力が生じた契約に基づくものに限る。）で、昭和四十五年一月一日以後にその履行期日が到来する

ものに關し、その履行の円滑化を図るため、日本輸出入銀行がインドネシア共和国の中

央銀行に対して資金の貸付を行なう場合

日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行法第一九条の規定（貸付利率等の規定）にかかわらず、無利息で債

権の継延へ又は、貸付けを行なうことができるものとする。

(一) 利息の特例

日本輸出入銀行は、次に掲げる場合において

では、日本輸出入銀行法第一九条の規定（貸

付利率等の規定）にかかわらず、無利息で債

権の継延へ又は、貸付けを行なうことができ

るものとする。

1 昭和四十二年十二月二日から昭和四十

四年十二月十日までの間に締結した契約に

基づいて日本輸出入銀行がインドネシア共

和国の中央銀行に対して貸し付けた貸付金

に係る債権で、昭和四十五年一月一日以後

め、予算で定めるところにより、無利子で資

にその支払期日が到来するものについて、

その期限を延長するための措置を講ずる場

合

2 本邦から設備等の輸入又は技術の受入れ

をしたことによりインドネシア共和国の政

府等が本邦の法人等に對して有する債務をしたことによりインドネシア共和国の政

金の貸付けを行なうことができるものとする。

右報告する。

ある。

四〇〇万円（現行婚姻期間十五年をこえる一

年につき二〇万円、最高限度二〇〇万円）に改める。

四〇〇

#### (四) その他

前記のほか、特別勘定の整理に関する事項その他に関する規定は、大蔵省令で定めるものとする。

昭和四十六年三月五日

相続税法の一部を改正する法律案（内閣提

衆議院議長 船田 中殿  
大蔵委員長 毛利 松平

出) に関する報告書  
一 議案の要旨及び目的

本案は、今次税制改正の一環として、最近における夫婦間の財産形成等の実情を考慮して、

(1) 生命保険金の非課税限度を法定相続人一  
人当たり一五〇万円（現行一〇〇万円）に引き上げる。

(2) 死亡退職金の非課税限度を法定相続人一人当たり八〇万円（現行五〇万円）に引き上げる。

（3）贈与税の配偶者控除の引上げ等

（4）相続税及び贈与税の配偶者控除の申告要件の緩和、延納税額の最低限の引上げ及び公示限度の引上げ等所要の整備合理化を図る。

#### 外) (号)

#### 二 議案の可決理由

開発途上にあるインドネシア共和国に対する経済協力を一層効果あらしめるため、他の主要な債権国と協調して、長期的な債務救済を行なうこととは適切な措置であると認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

一 政府は、開発途上国に対する経済協力の主旨等に関する法律案に対する附帯決議

相続税の負担軽減を図るとともに、所要の規定の整備を行なおうとするものであり、おおむね次の措置を講ずることとしている。

（1）贈与税の配偶者控除の引上げ等

（2）贈与税の配偶者控除を三六〇万円（現行一

六〇万円）に引き上げるとともに、その適用範囲を婚姻期間二十年以上（現行二十五年以上）に改める。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

#### 三 本案施行に伴う予算措置

政府は、日本輸出入銀行に対し、特別勘定に係る業務に要する資金の財源に充てるため、昭和四十六年度一般会計歳出予算において四十二

出入銀行と海外経済協力基金のあり方について、それぞれの機能が明確に区分されることを

相続税の遺産に係る配偶者控除を婚姻期間十年をこえる一年につき四〇万円、最高限度

（1）相続税の配偶者控除の引上げ等

（2）相続税の配偶者控除の引上げ等

なお、以上の改正に伴う昭和四十六年度における減収見込額は、約二三億円となつて

## 一 議案の可決理由

本案は、税制上の妻の座に対する評価を拡充するほか、所要の整備合理化を図るための措置として時宜に適するものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十六年三月五日

衆議院議長 船田 中殿  
大蔵委員長 毛利 松平

昭和四十六年三月九日 衆議院会議録第十五号

四〇一

明治二十五年三月三十日  
第三種郵便物認可日

定価 一部 四十円  
(配送料共)

發行所

大 藏 省 印 刷 局  
東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七  
電話 東京 五八二一四四一一(大代)